

年報と記録 2026









事業概要

京都市消防局
KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT





京都市消防局
KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT
明日に伝えるかけがえのない京都
年報と記録
2026

事業概要

民間企業と連携した消防広報
女性消防吏員の活躍推進の取組
特定事業主行動計画
火災から命を守る避難の指針
広報・広聴活動
市民防災センター
消防団の概要
消防職員・消防団員の教育
事業所の査察・防火管理・防災管理
文化財防火
宿泊施設に対する防火指導
鑑識の器材及び状況
消防指導センターの運用
消防同意
消防用設備等
危険物
高圧ガスの保安
液化石油ガスの保安
火薬類の取締り
住宅防火の推進と火災予防の取組
在宅避難困難者の防火安全対策
自主防災組織の育成・市民防災指導
外国人を対象とした防火・防災指導等
緊急消防援助隊の派遣状況
消防用ドローンの運用
消防体制
航空体制
国際消防救助隊の派遣状況
消防救助活動器材
救急安心センターきょうと（＃7119）
救急体制
消防学校の沿革
職務研究の推進
応急手当の普及啓発
消防装備・安全運転教育

事業概要

民間企業と連携した消防広報

民間企業との連携事例

■ 「ちかつくっ9」で前田コーヒーとコラボしたラテアートを販売

地下鉄に乗るっ二次創作即売会「ちかつくっ 9」の会場（京都国際マンガミュージアム）で、前田コーヒーとコラボしたオリジナルラテアートを販売し、来場者に「火の用心」を呼びかけ





■ 京都市内の事業者と連携し、さまざまな手段で防火防災の啓発を行っています。

聖護院八ッ橋総本店「八ッ橋」



聖護院八ッ橋総本店とコラボし、消防車の包装紙で包まれた生八ッ橋を「防火ポストカード」付きで販売

永楽屋「みかさ」



京の「あまから」といえば永楽屋。その永楽屋とコラボした消防車イラスト焼印のみかさ（三笠/どら焼き）を販売

志津屋「カルネ」



志津屋とコラボした消防社パッケージの「カルネ」は、令和 2 年から続く“伝統”のコラボ。消防車のパッケージで子どもにも親しみやすいデザインで販売

祇園辻利「POLCOCON（ぽるここん）」



ひとくちサイズのさくほろクッキー「POLCOCON」のパッケージに、東山消防署マスコットキャラクターの「東（とう）りゅうくん」が登場

事業概要

女性消防吏員の活躍推進の取組

取組の概要

女性の活躍推進は、国の成長戦略でも重要な柱として多様な政策が講じられています。

総務省消防庁では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」での検討結果を踏まえ、女性消防吏員の比率を将来的に 10%程度まで引き上げることを目指し、まずは令和 13 年度までに採用者に占める女性の比率を 10%以上とすることを目標に様々な施策に取り組んでいます。

京都市消防局では、平成 5 年度に初めて女性消防吏員を採用してから 33 年を迎えました。採用当初は予防業務などの毎日勤務のみであった職域も、女性消防吏員に係る深夜業の規制を解除する法令改正などを受けて交替制勤務である救急隊や消防指令センター、指揮隊、消防隊と順次拡大し、緊急消防援助隊として被災地に派遣するなどしてきました（令和 6 年能登半島地震の際には、延べ 17 名の女性消防吏員を派遣）。

令和 7 年度には、女性初の消防署長と救助隊員が誕生しました。今後も女性消防吏員の活躍推進に係る取組を更に進めていきます。

■　女性消防吏員比率の目標設定

消防局では、令和 18 年度当初までに消防吏員に占める女性消防吏員の比率 7%以上、また、令和 13 年度までに採用者に占める女性の比率 10%以上を目標としています。目標達成に向けて、今後も女性の採用試験受験者数の増加等に向けた取組を推進していきます。

■　25 年後も持続可能な京都消防を目指した次世代へつながる取組

「幅広い分野で活躍するための組織づくり」を推進するため、25 年後も持続可能なチーム（京都市消防局）を目指し、若手職員主体で次世代へつながる事業の実現化に向けた取組を進めることで、職員の自由闊達な意見交換により政策を生む風通しの良い組織風土の醸成及び創造な施策を意欲的に立案・実行できる職員の育成に向けた取組を推進しています。



女性活躍推進のための会議（Kyosho Next）

事業概要

特定事業主行動計画

取組の概要

平成 29 年 2 月に京都市消防局特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」を改訂し、「男女が共に、仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」に取り組んできました。

その結果、子育て中の職員が仕事と子育てを両立しやすい職場づくり、女性職員が能力を十分に発揮して活躍できる職場づくりを着実に進めることができました。

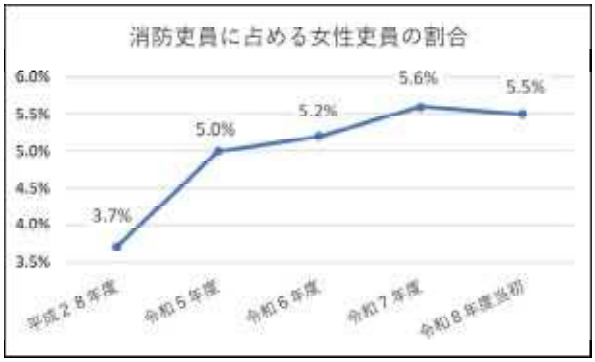
今後も市民のために質の高い消防行政サービスを提供し続けていくためには、これまで以上に、全ての職員が意欲と能力を発揮できる職場環境づくりを進める必要があります。

そこで、令和 2 年 11 月に改訂した本計画では、「働き方の見直し」、「男性の家庭での活躍推進」、「女性の職場での活躍推進」、「全庁的な意識改革と職場風土の醸成」の 4 つの視点からの取組を一体的に推し進めてきました。また、令和 6 年度の次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえた次期 5 か年計画の策定に当たり、これまでの取組実績や成果を検証し、令和 7 年 6 月に新たな数値目標を掲げています。今後も「全ての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」の実現に向けた取組を推進していきます。

■　男女が共に、家庭でも仕事でも活躍できる職場にするための数値目標

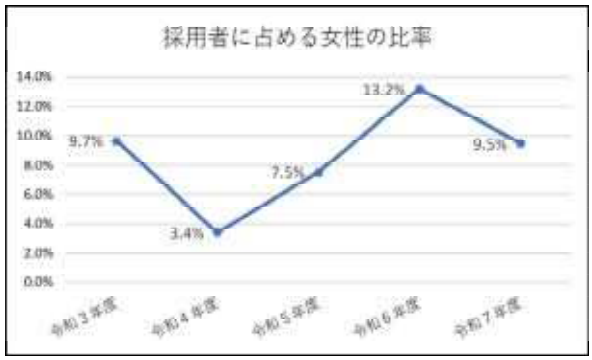
【消防吏員に占める女性消防吏員の割合 7.0%以上】※令和 18 年度当初まで

現場では、平成 5 年に女性消防吏員の採用を開始して以降、継続的に女性消防吏員の採用に取り組んできた結果、消防吏員に占める女性消防吏員の割合は令和 8 年 4 月 1 日現在において 5.5%となっています。今後も女性を対象とした就職説明会の開催等により、女性採用試験受験者数を増やすことで、女性消防吏員の増加を図ります。



【採用者に占める女性の比率 10.0%以上】※令和 13 年度まで

採用者に占める女性の割合を令和 13 年度までに 10.0%以上とする新たな数値目標を令和 7 年度に設定しました。採用者に占める女性の比率は、令和 7 年度は 9.5%、過去 5 年間の平均は 8.7%となっていることから、目標達成に向けて、今後も採用広報の充実や働きやすい職場環境づくりなどを重点的に推進していきます。



【管理職員に占める女性消防吏員の割合 6.0%】※令和 12 年度当初まで

令和 8 年度当初の管理職員に占める女性消防吏員の割合は 6.3%となり、目標数値 6.0%は達成しましたが、引き続き女性消防吏員の管理職員への登用推進に取り組みます。



【男性職員の育児休業取得率 85%】※令和 11 年度まで

令和 7 年度中の男性職員の育児休業取得率は 81.7%となっています。更なる職場の意識改革や各制度の周知徹底を通じて、男性職員の育児休業及び育児に係る休暇等の取得を促進します。



事業概要

ワークライフバランスの充実

取組の概要

■　早出遅出勤務制度

始業時刻と終業時刻を、30 分若しくは 1 時間繰り上げ、又は繰り下げることができる制度です。

【運用開始時期】

令和 2 年 8 月 1 日～

【対象職員】

全職員（24 時間勤務の交替制勤務職員を除く。）

【目的】

職員の多様で柔軟な働き方の更なる推進

■　「多様で柔軟な働き方の推進及び業務継続性の確保を目的とした在宅勤務」の実施

職場から貸し出した在宅勤務パソコン又は私物パソコンからのリモートアクセスにより職場パソコンを操作する在宅勤務を実施しています。

【運用開始時期】

令和 2 年 9 月 1 日～

【対象職員】

・育児中の職員（中学校就学前の子を養育する職員）
・配偶者又は 2 親等以内の親族を介護する職員
・障害のある職員
・基礎疾患のある職員
・妊娠中の職員
・けがや病気等で在宅勤務が適当であると認められる職員
・その他所属長等が必要と認めた職員

【目的】

職員の多様で柔軟な働き方の推進、育児や介護等との両立を支援

事業概要

火災から命を守る避難の指針

火災から命を守る避難の指針の策定



■　指針策定の目的

令和元年７月に多数の死傷者が発生した伏見区桃山町の火災を踏まえ、令和２年３月に「火災から命を守る避難の指針」を策定しました。

消防局では、火災から避難された方々への聴き取りや、消防庁消防研究センターと共同で作成した火災シミュレーションを基に、本火災における出火直後の建物内での避難行動について分析・検証を行いました。

本指針は、これまでから示してきた避難行動のあり方に、この分析・検証結果から得た新たな対策を組み込んだもので、通常の火災に加え、避難経路や避難時間が限定された火災に遭遇した際に命を守ってもらうための避難行動の指針となっており、事業所に対して査察、訓練指導等の機会を通して啓発しています。

伏見区桃山町の事業所火災における避難行動の分析・検証を実施

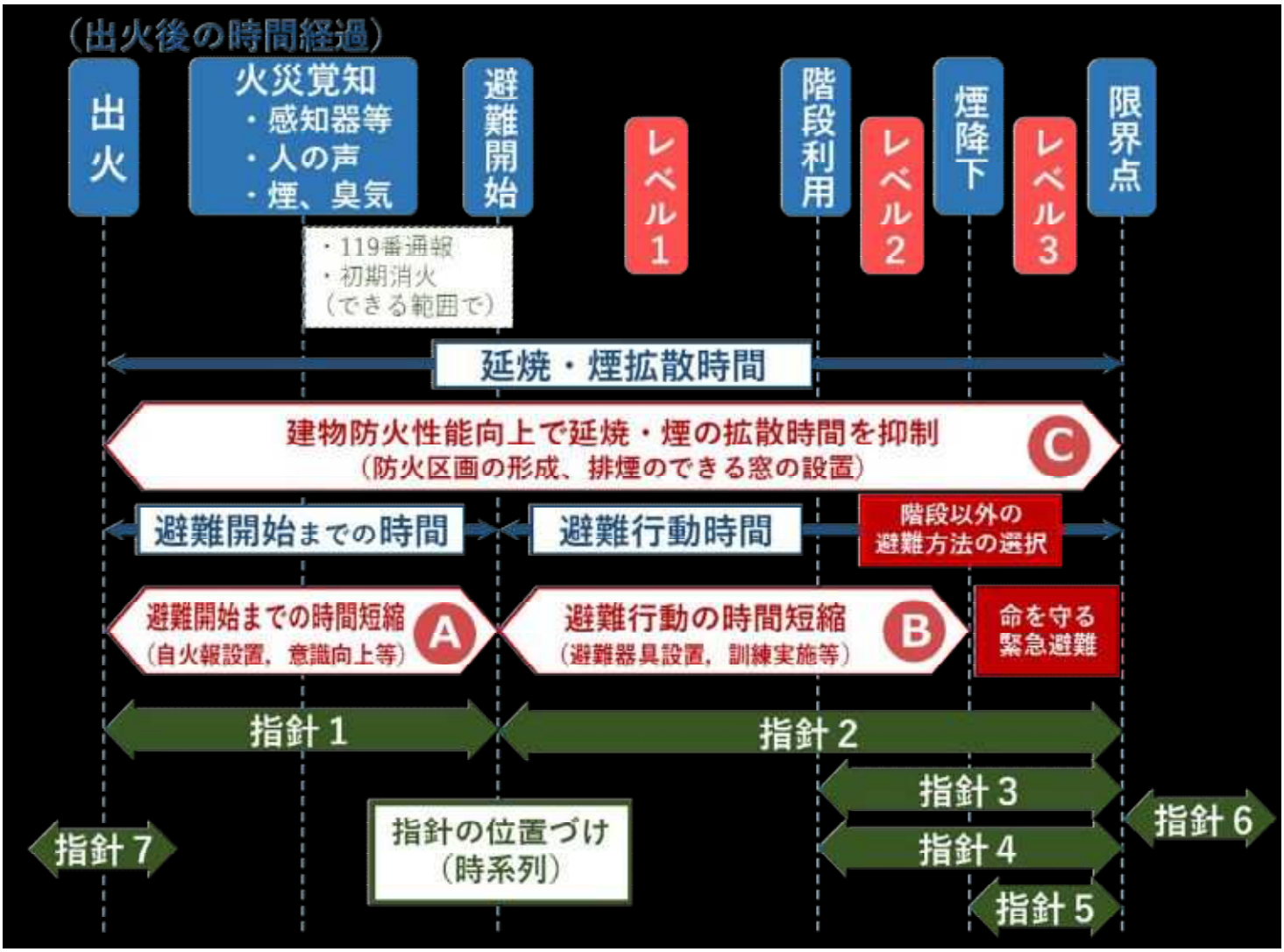
火災から命を守る避難の指針
（7 項目の「指針」に、11 項目の「知恵」で構成）

■　火災人命危険レベルの設定

火災人命危険レベル	火災人命危険状況	主な避難行動の例
レベル１	階段に煙がなく使用可能な状況	**階段を利用して地上、下階へ避難** ○　階段が複数ある場合は、煙が流入していない階段を選択して避難
レベル２	階段が煙により使用できない状況	**階段以外からの避難等** ○　窓、ベランダ等、外気に触れる場所への避難（救助を求める） ○　窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○　一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める）
レベル３	階段及びフロア全体に煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況	**煙に覆われた状態からの脱出** ○　身を低くして最小限の呼吸で、冷静に避難 ○　光や壁を頼りに窓、ベランダ又は直近の一時避難スペースを検索、避難 **階段以外からの避難等** ○　窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○　一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める） ○　窓やベランダ等からのぶら下がり避難（2 階に限る）

■　**指針の方向性及び要点**

火災の分析・検証結果から、迅速な避難のためには、出火から避難開始までの時間短縮（A）、避難行動時間の短縮（B）、延焼・煙拡散時間の抑制（C）が重要な要素と考えました。



■　火災から命を守る避難の指針

指針 1　火災を早く知る手段の確保と早期の避難行動の開始

知恵 1　何らかの異状を感じたら即行動を起こす
知恵 2　とにかく早く避難行動を開始する

主な対策
- 大きな物音等を聞いたらすぐに確認する等の行動を開始　【レベル 1】
- 「火事だ！」だけではなく、「消火は無理だ。今すぐ逃げろ！」等の具体的な行動を示す声掛け　【レベル 2、3】

指針 2　煙が流入しない安全な避難経路（階段）の確保と冷静な避難行動

知恵 3　自分の火災人命危険レベルを判断
知恵 4　煙を建物の内部に広げず、有効な避難経路（階段）を確保
知恵 5　広がった煙を建物の外部へ逃がす（有効な煙の排出ルートをつくる）

主な対策
- 屋内階段の防火区画等の形成
- ドアクローザ等を設置し、扉が自動的に閉鎖する機能を設ける
- 階段室の扉等は、避難の際に「開放状態」にしない　【レベル 1～3】
- 早期に外気に面した窓を開放（排煙の実施）　【レベル 1～3】

指針 3　窓、ベランダ等から屋外へ逃れる手段の確保

知恵 6　階段で逃げられないことも想定する（ベランダ、窓、庇（ひさし）等を用いた避難）

主な対策
- 避難はしご等の避難器具の設置
- ベランダや窓から地上へのぶら下がり避難(2 階に限る)　【レベル 2、3】
- 避難に時間が掛かる場合は、分散しての避難　【レベル 2、3】

指針 4　煙から逃れ一時的に避難できる場所の確保

知恵 7　建物内に一時避難スペースを設け、消防の救助等を待つ

主な対策
- 煙から逃れ一時避難できる「一時避難スペース（エスケープエリア)」の設定
- 一時避難スペース（エスケープエリア）への避難（煙の侵入を防ぐ目張りの実施、外部へ助けを求め、救助待機）　【レベル 2、3】

指針 5　煙や炎に覆われるなど危機的状況下における対策

知恵 8　サバイバル方法の習得
知恵 9　人間の行動特性（思考力、判断力の低下）を踏まえた対策

主な対策
- 着衣着火時のストップ・ドロップ&ロールによる消火　【レベル 3】
- 視界不良の煙に覆われたときのパニックコントロール　【レベル 3】
 (STOP&GO ルールの習得（Stop 止まり 、Think 考え 、Observe 観察し 、Play(Plan)&Go 行動する)
- 窓でのサバイバルポジション（窓から上体を出し「くの字」）　【レベル 3】

指針 6　避難後の命を守る行動

知恵 10　避難後は決して戻らないことを前提とした事後体制の構築

主な対策
- 全避難者の人数確認、負傷者への応急手当の実施
- 屋外から避難者への支援（救助、消火等）を可能な限り行う

指針 7　放火等防止のための防犯対策の徹底

知恵 11　放火等による出火防止の体制づくり

主な対策
- 不審者の侵入を防ぐ（施錠管理の徹底、警備員の配置）
- 放火行為等の防御を行う余裕がない場合の早期避難

火災から命を守る避難の指針の周知





■　火災から命を守る避難の指針のリーフレット

策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所におけるそれぞれの勤務場所等で、火災時の避難行動をイメージし、訓練して備えていただくことを目的として作成しました。

■　火災から命を守る避難の指針啓発動画



策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所及び市民に対して広く啓発するため、令和２年度に効果的な啓発動画を制作しました。

動画は、令和２年 11 月５日から京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」で配信、総集編が約 11 万回視聴（令和８年３月 31 日時点）されています。

＜動画リンク＞https://youtu.be/dL_1AnraIiY

広報・広聴活動

消防行政を効果的に推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに発信して消防行政への理解と協力が得られるよう、積極的な広報・広聴活動を実施しています。

主な広報活動

■　「報道機関」を通じた広報

報道機関に各種事業や防火防災行事等の情報を提供し、取材を通じて火災予防の啓発や京都市消防局の紹介を行っています。

■　「市民しんぶん」による情報発信

市民しんぶん（全市版・区版）に記事を掲載し、消防局の事業紹介や火災予防の啓発を行っています。

■　「ホームページ」による情報発信

平成９年７月に消防局ホームページを開設し、防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため、音声読上げ、文字拡大、配色変更などの機能を有し、高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り、防火・防災情報をあらゆる市民の方々へ的確に発信するよう努めています。



■　「公式ＳＮＳ」による情報発信

平成 25 年 10 月には消防局公式フェイスブックとツイッター（現エックス）を、令和 3 年 12 月には消防局公式インスタグラムを開設し、タイムリーな情報発信を行っています。



京都市消防局インスタグラム
https://www.instagram.com/kyotoshobo/



京都市消防局エックス
https://x.com/kyotoshobo/



京都市消防局フェイスブック
https://m.facebook.com/100080643224693/

■　「印刷物やビデオ」を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため、消防局や消防署でポスター、チラシ、パンフレットなどの印刷物を作成し、防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また、京都市消防局の紹介動画など多くの動画を京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館（City of Kyoto)」で配信し、消防局ホームページでその一覧を紹介しています。

▸消防局ホームページ「動画一覧」

https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000198633.htm

さらに、動画を消防署や市民防災センター等において上映することで、広く市民の皆様に防火・防災を呼び掛けています。

■　災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から災害情報自動案内システムの運用を開始し、市内の災害発生状況を消防局ホームページに掲載しています。





■　**国際交流・視察研修等**

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎、機械器具、組織運営等についての視察研修を受け入れています。





台中市政府消防局（台湾）からの視察

主な広聴活動

市長への手紙、ホームページの問合せフォームなどにより、市民の皆様からの問合せや要望、苦情等を受け付けています。

事業概要

市民防災センター

市民防災センターは、防災思想及び防災知識の普及、防災に関する教育指導等を通じて、市民の皆様の防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成７年９月１日に開館しました。

市民の皆様に、「見る」「聴く」「触れる」「感じる」をコンセプトに、災害の疑似体験を通じて、防火・防災に関する知識や技術を身に着けていただくとともに、よりタイムリーな防災に関する情報発信に努めています。

市民防災体験の科目と内容

■　体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等を紹介します。
強風体験室	強風発生装置により、風速 32 メートルの強風下における行動の困難性を体験します。
地震体験室	震度７までの横揺れの体験や、緊急地震速報と連動した地震を体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用消火器や屋内消火栓により消火方法を学びます。
都市型水害体験コーナー（4D シアター）	4D（立体映像＋座席振動）で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害発生時の行動について考えていただきます。
土砂災害体験コーナー	土砂災害学習コーナーでは土砂災害の危険性とメカニズムを学び、リアルシアターでは土砂災害の様子を迫力ある映像で体験していただきます。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など、様々な用途に設定できる模擬建物内で、火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
くらしの安全コーナー（応急手当体験）	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



地震体験室



4D シアター迫りくる地下街の恐怖



土砂災害体験コーナー

■　**自由体験コーナー**



アンダーパスの危険性



消防士に大変身!!
キッズ・ファイヤーランド

各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習



京都市市民防災センターホームページ



事業概要

消 防 団 の 概 要

京都市の消防団は、各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の分団により組織されています。また、各消防団（本団）には特定の活動を行う機能別団員で構成するジュニア消防団指導班、予防広報班、機甲班、応急救護班、大規模災害対応班を設置しています。

消防団は、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため、昼夜を問わず活動しています。

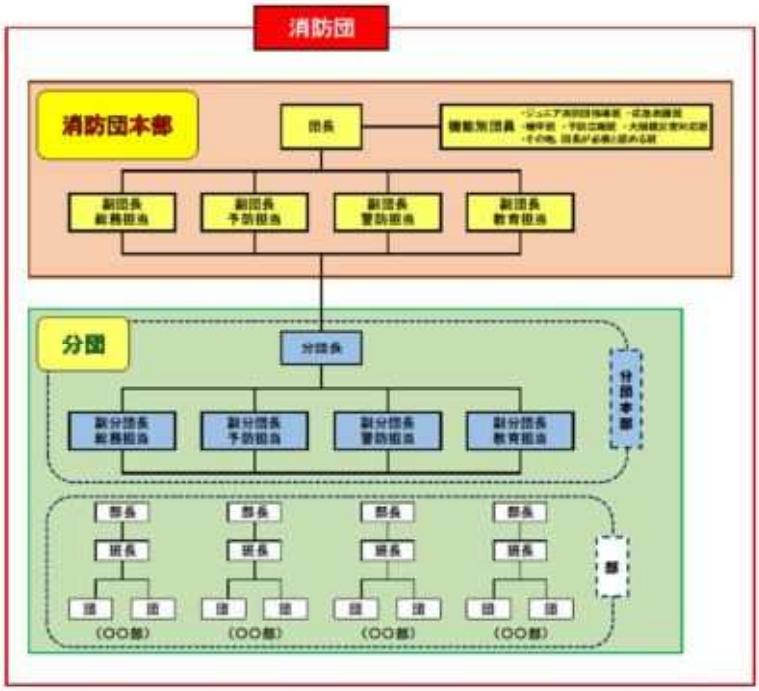
消防団のあゆみ

江戸時代、京都には、主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織された「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」、昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され、昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように、京都市の消防団は、その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

消防団の組織

消防団は、消防団本部と分団で組織されています。



■ 消防団本部

消防署に設置され、団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

● 機能別団員で構成する班

各消防団（本団）には特定の活動を行う機能別団員が設置されています。

・ジュニア消防団指導班

将来の消防団員及び地域防災の担い手となるジュニア消防団員の育成指導に特化した活動を行います。

・予防広報班

火災予防の広報に関する活動に特化した活動を行います。

・機甲班

大規模地震や土砂崩れ等が発生した場合にクレーン車などの重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

・応急救護班

応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

・大規模災害対応班

大地震などの大規模災害発生時に各消防署に設置される消防団震災警防本部等で指揮支援等に特化した活動を行います。

■ 分団

分団本部と部によって組織され、分団本部は分団長 1 名と総務・予防・警防・教育を担当する 4 名の副分団長で構成されています。部は、各分団の地域事情に応じて編成され、それぞれの担当地域で部長を中心に防火指導や情報収集、広報活動などを行っています。

消防団の階級

市長から任命された消防団長は、市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の７つの階級に分けられ、災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。

平常時の活動

地域の災害対応力の向上を図るため、防火防災指導、応急手当の普及啓発などを実施しています。



京都市消防出初式における放水訓練



火災予防運動における予防広報活動

災害時の活動

■　火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

■　震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動のほか、住民の避難誘導などを行います。

京都市消防団総合査閲

毎年、消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指して、各行政区から選抜された 11 分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に着ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練を披露しています。





消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成 25 年 12 月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

■　消防団充実強化実行チームの活動

平成 25 年度に開催した 35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会Ｕ－35」での意見を具体化するため、平成 26 年 4 月に有志の消防団員 67 名が集まり「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会で多く意見が出された「広報」・「交流」・「教育」に関するテーマごとのチームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。



インスタグラム「おこしやす消防団」

●　広報

- フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- インスタグラム「おこしやす消防団」の開設、運営
- 入団促進活動



第９回京都市消防団フェスタ

●　交流

- 消防団フェスタの開催

 市民が消防団と触れ合う機会を通じた消防団への理解向上を目的として、平成 26 年度から梅小路公園にて消防団フェスタを開催しています。

 （平成 28 年度は岡崎公園で開催※令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- 消防団事例発表会「集まれ、団員の WA」の開催（平成 29 年 2 月 18 日）

●　教育

- 消防団員意見交換会の開催
- 女性消防団員の意見交換会の開催
- 学生消防団員意見交換会の開催
- 学生ＦＡＳＴと連携した意見交換会の開催

■　消防団防災ハイスクール

平成 23 年度から、高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成 27 年度から実施している取組です。消防団員が地元の高校生に消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに消防団への入団促進を図っています。

令和 7 年度は、市内高等学校 28 校、延べ 3,940 名の生徒が消防団員による防災教育を受講しました。



消防団防災ハイスクールにおける
放水訓練

■　学生消防団活動認証制度

平成 27 年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始し、認証を受けた学生に企業等に提出する「京都市学生消防団活動証明書」を交付しています。就職活動の支援として、これまでに 255 名の学生を認証しました。（令和 8 年 4 月 1 日現在）



京都市学生消防団活動証明書

【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として 1 年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

■　京都市消防団協力事業所表示制度

平成 26 年 10 月から事業所の消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。令和 8 年 4 月 1 日現在、96 事業所を認定しています。

【認定要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合すること。

- 2 名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団
協力事業所表示証

■　京都市ジュニア消防団



平成 30 年 4 月に、消防団活動の体験や地域の防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の地域防災の担い手として育成するため、

小学校高学年（4～6 年生）の児童を対象とした「京都市ジュニア消防団」を創設しました。

また、令和 7 年度には、小学校卒業後も継続して入会を希望する場合は高校 3 年生まで活動できるよう制度を変更し、消防団への入団資格（18 歳以上）と接続することで将来の地域防災の担い手の育成に取り組んでいます。令和 8 年 4 月 1 日現在、671 名がジュニア消防団の活動に参加しています。

■　ＬＩＮＥを活用した「消防団面談予約フォーム」



令和 4 年 12 月 1 日から、利用者数が多く普及率の高いＬＩＮＥを活用して消防団の魅力を発信することで消防団への関心を高めるとともに、消防団への入団申込までの手続きの利便性を高め、入団を促進するために消防団面談予約フォームの運用を開始しました。

令和 8 年 4 月 1 日現在、友だち登録者数は 1,432 名で、運用開始からの面談申込数は延べ 108 名、うち入団者数は 69 名となっています。

消防団の装備品

■　一般装備品

警 戒 ロ ー プ	LED 携帯ライト ※一部携帯ライト	安 全 ベ ス ト	現場保存用小型テント
警 戒 テ ー プ	ワイヤレスアンプ一式	分団旗（一式）	キャップライト
電 気 メ ガ ホ ン	トランシーバー	高 張 提 灯	救 命 胴 衣
デジタル無線受令機	は し ご	懸 垂 幕	ＡＥＤ収納ボックス
投 光 器 一 式	手 回 し 充 電 ラジオ付ライト	デジタル簡易無線	携 帯 な た
ス コ ッ プ	自動体外式除細動器 （ＡＥＤ）		







デジタル
無線受令機





■　消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消 火 栓 キ ー	と び 口	ホ ー ス バ ッ ク
ホ ー ス	防火水槽開閉金具	組 立 式 水 槽	台 車
管そう・ノズル	５０ミリホース	燃 料 携 行 缶	ホースバンテージ







■　**救助・救護活動用装備品**

救護用テント	ジャッキ	ワイヤーカッター	担架
手斧（大、小）	ハンマー	つるはし	点滅式ライト
可搬式ウインチ	バール	スコップ(平、剣)	可搬式散水装置
二つ折れはしご	のこぎり	救命ロープ	防水シート
折り畳み式リヤカー		フローティングロープ	救命浮環







京都市消防団の歴史

昭和 23 年　3 月　7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年　6 月　1 日	京都市消防団条例制定、公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年　8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典　中京区明倫小学校) (上、北野、加茂、下、八坂、深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3、940 人で発足)
昭和 24 年　4 月　1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑、岩倉、八瀬、大原、静市野、鞍馬、花背、久多各村)、京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4、480 人)
昭和 24 年　4 月　1 日	中京消防団が発足－1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4、480 人)
昭和 26 年　3 月　1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我、羽束師、大枝各村)、京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4、805 人)
昭和 30 年　9 月　1 日	行政区の分割に伴い、北消防団、南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4、805 人)
昭和 32 年　4 月　1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため、消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から、市内を甲、乙、丙の 3 地域に区分し、消防事象に即応した予防活動、災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については、主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに、災害現場において警戒区域の設定、群衆整理、人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い、市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町、北桑田郡京北町広河原地区、京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4、945 人)
昭和 34 年 11 月　1 日	乙訓郡久世村、大原野村、京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5、085 人)
昭和 39 年　8 月　5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため、退職報償金制度を創設し、処遇を改善)
昭和 40 年　5 月　1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分（甲、乙）へ)
昭和 41 年　7 月　7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4、550 人)
昭和 48 年　9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫、詰所、ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月　1 日	行政区の分割に伴い、山科消防団、西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4、550 人)
昭和 61 年　5 月　1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成　4 年 10 月　1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において、女性団員 42 人採用)

平成 7 年度～8 年度	大規模災害対策器材の配置 (阪神･淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ、ジャッキなどの救助活動器材を配備し、大災害時の活動能力を強化)
平 成 1 1 年 度	消防団のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討委員会の設置 (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動、地域との連携等について検討する委員会を設置)
平 成 1 2 年 度	消防団活動のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討に係る市民懇話会の実施 (各行政区から選考された市民により､地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	京都市消防団の運営指導に関する規定の制定 (甲乙の市内地域区分を廃止し、管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	北桑田郡京北町、京都市に編入 (11 消防団 204 分団定員 4、970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	西京消防団、福西分団発足 (11 消防団 205 分団定員 4、970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	中京消防団に機甲分団発足 (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に､重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	すべての消防団に応急救護分団発足 (応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平 成 2 5 年 度	消防団 100 人委員会 U-35 の開催 (35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平 成 2 6 年 度	消防団充実強化実行チームの結成 (「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 (任用資格の拡充、報酬制度の創設)
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み､地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平 成 2 7 年 度	京都市消防団防災ハイスクールの実施 (消防団員が地元の高等学校に出向き､消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	北、山科、下京、南、右京及び西京の各消防団に機甲分団発足 (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため､中京機甲分団を構成していた各事業所を、その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	左京消防団に機甲分団発足
平成 29 年 4 月 1 日	中京消防団に機甲分団発足
平 成 2 9 年 度	女性消防団員防火安全指導隊の創設
	本団付け消防団員の入団
平 成 3 0 年 度	京都市ジュニア消防団の発足

	伏見消防団に機甲分団発足
令和 4 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 （基本団員 4,520 人、機能別団員 450 人の定員を定め、消防団本団にジュニア消防団指導班、予防広報班、応急救護班、機甲班及び大規模災害対応班等の機能別団員を設置）
令和 7 年 4 月 1 日	京都市ジュニア消防団の活動年齢の拡充 （ジュニア消防団員の対象を小学校 4 年生から小学校 6 年生までとしていたものを、小学校卒業後も継続して入会を希望する場合は高校 3 年生まで延長）

事業概要

消防職員・消防団員の教育

消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた消防職員・消防団員を育成します。

消防職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画、教育体制、効果測定等について定めた京都市消防職員教育規程に基づき、教育基本計画や年度計画を定めて教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識、技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ、管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で、学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

消防職員の学校教育







初任教育、幹部教育、特別専科教育、専科教育及び一般教育を実施し、新規採用職員をはじめ現任の職員に対して、基礎知識や管理監督能力、専門的知識等の教育を行っています。平成 29 年度からは、京都市消防学校において京都市消防学校及び京都府立消防学校の府市の連携強化を図る共同教育（初任教育、専科教育）を開始しました。

■　初任教育

新規に採用された消防職員に対して、規律や共同精神を学ばせながら消防の責務を理解させ、職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

■　幹部教育

幹部となる職員に対して、職責に応じて必要な判断能力、職務遂行能力、管理監督能力等を向上させるための教育を行っています。

■　特別専科教育

業務に関する専門知識・技術を高め、高度な職務遂行能力、管理監督能力等を習得させる教育を行っています。

■　専科教育

現任の職員に対して、予防、警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるための教育を行っています。

■　一般教育

現任の職員に対して、上記以外に社会人としての素養を向上させるために必要な教育等を行っています。

消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力維持及び向上を図るため、組織全体で職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者、体育副管理者、体育推進者を配置し、職員の体力管理を行うとともに、業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。また、体力測定結果等から個々の体力を的確に把握し、体力診断システムを活用して、職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど、効率的に体力の維持管理を行っています。

消防職員教育実施結果

（令和７年度中）

種　　別		受講人員	受 講 対 象 者
初任教育	第 167 期 ※京都府第 52 期 58 名含む	118 名	4 月採用職員（京都市 男性 53 名、女性 7 名） （京都府 男性 53 名、女性 5 名）
	第 168 期	14 名	10 月採用職員（京都市 男性 14 名、女性 0 名）
幹部教育	新任消防司令長課程	11 名	新たに課長級に昇任した職員
	新任消防司令課程	26 名	新たに係長級に昇任した職員
	ステップアップ ※京都府 12 名含む	35 名	
	新任消防司令補課程	35 名	新たに消防司令補に昇任した職員
	ステップアップ	35 名	
	新任消防士長課程	27 名	新たに消防士長に昇任した職員
	ステップアップ	27 名	
特別専科教育	高度救助課程（山岳）	12 名	救助隊又は兼任救助隊に配置の消防司令補
	救急救命士養成課程 ※京都市外 14 名含む	27 名	救急救命士国家試験の受験予定職員
専科教育	警防課程 ※京都府 14 名含む	25 名	消防司令補、消防士長
	特殊災害課程 ※京都府 14 名含む	25 名	消防司令補以上
	予防査察課程 ※京都府 14 名含む	26 名	査察担当者
	危険物課程 ※京都府 12 名含む	24 名	危険物担当者（消防司令補以下）
	火災調査課程 ※京都府 15 名含む	27 名	消防司令補、消防士長
	救助課程 ※京都府 20 名含む	40 名	消防司令補以下
	救急課程 ※京都府 59 名含む	138 名	新たに救急隊員になる職員
一般教育	自然災害講座	197 名	消防職員全般
	ハラスメント講座	97 名	消防職員全般
	人権講座	1,772 名	消防職員全般
	社会福祉講座	118 名	初任教育生、消防職員全般
	手話講座	130 名	初任教育生、消防職員全般

消防団員教育

新入団員を対象とした基礎教育、消防団幹部を対象とした幹部教育、専門的な知識と技術を身に着けるための専科教育、消防団活動に必要な資格所得を行う特別教育を通じて、市民指導能力の向上を図るとともに、水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

消防団員教育実施結果

（令和７年度中）

種　　別			受講人員	受 講 対 象 者
基礎教育	普通教育		5 組 254 名	新入団員等
	機甲班員教育		―	
	応急救護班員教育		―	
	大規模災害対応班教育		―	
幹部教育	部長教育		2 組 30 名	部長
	大規模災害指揮教育		18 名	部長以上 分団長、副分団長
	分団長・副分団長教育		45 名	
	副団長教養講座		8 名	副団長
専科教育	機関員教育		26 名	運転員、機関員
	警防課程	水災課程	17 名	団員等
		震災課程	―	団員等
特別教育	応急手当普及員資格取得講習		2 組 96 名	班長等
	応急手当普及員実践研修		4 組 4 名	応急手当普及員有資格団員
	小型動力ポンプ等資機材取扱訓練		4 組 22 名	女性消防団員







事業概要

事業所の査察・防火管理・防災管理

査察（立入検査）

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

査察により消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して査察結果通知書等を発行し是正するよう指導しています。（消防法第４条）

違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、指導を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して違反是正の促進を図っています。

なお、命令等の行政処分を行った場合は、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、消防法に基づき、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などによる公示を行っています。

＜命令を受けている防火対象物＞　https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html



階段や通路に避難上の支障あり

措置命令



標識の設置



命令に係る公示標識の例

違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。　　（京都市火災予防条例第 61 条）

＜公表されている違反対象物＞　https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html

防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると人的・物的共に大きな被害が発生するおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任して消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせることが消防法で定められています。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって火災を発生させない防火管理体制や火災発生時の被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

（消防法第８条）

防災管理

南海トラフ地震などの大規模な地震の発生が危惧される状況等を踏まえ、消防法により、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが定められています。大規模地震時には同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、防災管理の対象となっている事業所には、個々の施設の用途や特徴を踏まえたうえで、可能な限りの消火、通報連絡、救出・救護活動を実施できる体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について的確に対処する体制を整えるよう指導しています。　　（消防法第 36 条）

自衛消防組織

消防法により、一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者には、火災、地震等の発生時に在館者の安全を確保するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を設置し、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を行う義務が定められています。

自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。　　（消防法第８条の２の５）

統括防火(防災)管理

管理権原が分かれている高層建築物等の管理権原者は、協議により建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を定め、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。　（消防法第 8 条の 2）

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

■　防火管理講習（甲種・乙種）

一定規模以上の防火対象物に選任が義務づけられている防火管理者となるため、防火管理に必要な知識及び技能を習得するための講習です。甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者は、5 年ごとに受講する必要があります。

■　防災管理講習

一定規模以上の大規模・高層建築物に選任が義務付けられている防災管理者となるため、防災管理に必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、5 年ごとに受講する必要があります。

■　自衛消防業務講習

自衛消防組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、5 年ごとに受講する必要があります。

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区ごとに自衛消防隊の連絡組織が設けられています。各連絡組織では研修会や訓練を実施して自衛消防活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っており、これらの連絡組織の調整と統一を図るため「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。この協議会では、自衛消防活動の研修会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

防火対象物の点検報告制度

■　防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模以上や特定の用途に使用される事業所など、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者は、火災予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に火災予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長に報告する防火対象物定期点検報告制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所から申請があり、一定期間消防法令違反がないなど、防火上優良であると消防署長が認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。



防火基準点検済証



防火優良認定証

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び第8条の2の3）

■　防災管理点検報告制度及び特例認定制度

防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者には、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長に報告する制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所から申請があり、一定期間消防法令違反がないなど、防災管理上優良であると消防署長が認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成24年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

（消防法第36条）

事業概要

文　化　財　防　火

京都市内には、世界文化遺産をはじめ国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区など数多くの文化財があり、これらを火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

京都市内の文化財

■　特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市が指定・登録した貴重な建造物等のうち消防局長が指定（令和８年４月１日時点で1,119件を指定）した対象物で、指定区分に応じて必要な防火指導を行っています。

区　分	指　定　対　象	指　定　件　数 （令和８年４月１日現在）
１　号 対 象 物	世界文化遺産対象物	14 件
２　号 対 象 物	国、府、市が指定した文化財建造物等	231 件
３　号 対 象 物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	295 件
４　号 対 象 物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物	195 件
５　号 対 象 物	その他局長が必要と認める防火対象物	384 件

■　世界遺産「古都京都の文化財」（京都市内分）

賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神社（下鴨神社）、教王護国寺（東寺）、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺（苔寺）、天龍寺、鹿苑寺（金閣寺）、慈照寺（銀閣寺）、龍安寺、本願寺（西本願寺）、二条城　≪14社寺城≫

世界文化遺産の関係者と協力し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充を図るとともに、世界文化遺産の周辺地域の住民にも出火防止等の協力を呼びかけています。

■　重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂　≪4地区≫

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充に取り組んでいます。

文化財の防火防災対策

■　自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火防止及び放火防止の徹底を呼びかけています。

● **防火管理者の選任（京都市火災予防条例第54条の5）**

収容人員の多少にかかわらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行うことで、ソフト面から文化財建造物（指定建造物）の出火防止を図っています。

● **美術工芸品等の防火管理（京都市火災予防条例第54条の6）**

美術工芸品等（指定美術工芸品）の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **幕・カーテン等の防炎処理（京都市火災予防条例第54条の7）**

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防炎処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

● **文化財公開時の防火管理の徹底（京都市火災予防条例第 54 条の 9）**

展覧会等を開催して美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災発生時の搬出計画の作成、喫煙場所の設定、消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **自衛消防体制づくり**

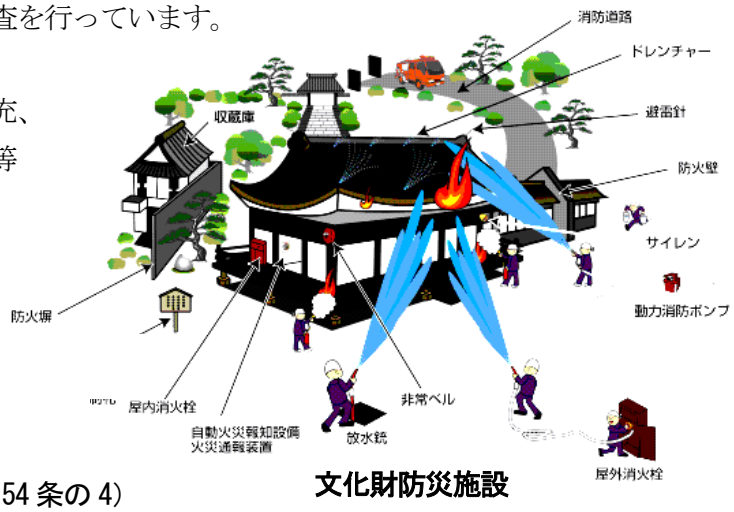
万一の火災発生時に初期消火、119 番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● **届出に対する防火指導**

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等に関する京都市火災予防条例に基づく届出があった場合は、防火指導と必要な立入検査を行っています。

● **防災設備の設置・維持**

社寺等の実態に応じた総合的な防災施設の拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等に関する指導を行っています。



文化財防災施設

■ **喫煙・たき火等の制限（京都市火災予防条例第 54 条の 4）**

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。令和 8 年 3 月末現在、京都市では国宝・重要文化財を有する 307 社寺等に対して 525 か所を禁止区域に指定しています。

■ **京都文化財防災等対策連絡会**

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文化政策室、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、（公財）京都文化財団、（公財）京都市文化観光資源保護財団、(公財)京都古文化保存協会、京都国立博物館及び京都市消防局の 12 機関で「京都文化財防災等対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火・防災の諸問題に対処しています。

■ **伝統行事等に対する防火指導**

伝統行事等の関係者に火災予防措置や自主警備の強化等をお願いし、祇園祭等の大規模な伝統行事では消防警備計画を樹立していただくなど、万一の火災に備えた防火・防災対策の充実を図っています。

■ **文化財市民レスキュー体制**

文化財の関係者と地域住民の方々とが相互に協力して文化財を火災から守るため、文化財市民レスキュー体制を構築し、文化財の関係者と地域住民との話し合いにより具体的な行動計画を定めています。文化財市民レスキュー体制は、市内 237 か所の文化財社寺等で構築されています。

■ **文化財セーフティカード等**

市内には、建造物だけでなく多数の仏像等の美術工芸品も国宝や重要文化財に指定されています。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握して搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる市民用消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成 18 年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開しました。平成 23 年度末には 1,500 ㎥級耐震型防火水槽(2 基)、送水用動力ポンプ、配水管(2,060m)、市民用消火栓(43 基)、消防隊用消火栓(20 基)、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、現在も運用しています。

また平成 22 年度には、地域住民と行政が連携して文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」を結成し、一斉放水訓練を年 1 回以上実施しするなど、防災水利を有効に活用できる地域住民を育成するとともに、絆を強固にして地域防災力の向上を目指しています。

■ 整備内容（平成 18 年度～平成 22 年度）

1,500 ㎥級耐震型防火水槽	特　徴	・25mプール 5 個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽 ・縦 41m×横 14m×深 3.5m、2 基設置
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園地下 ・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下
送水用動力ポンプ	特　徴	・ポンプ能力 最大 6、000ℓ/分 ・ 配水管の水圧を一定に保つため、管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。自家発電設備があり、停電時でも連続 6 時間稼動が可能
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園内
ポリエチレン製配水管	特　徴	・従来の配水管より優れた耐震性能を備え、近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。 ・2,060m敷設されている。
	設置場所	・一年坂、二年坂、産寧坂、八坂通、松原通(清水坂)、高台寺南門通、下河原通など
消火設備	市民用消火栓	・43 基設置 ・ホース (30m)の延長が容易で、放水操作を手元で簡単に行える。
	消防隊用消火栓	・20 基設置 ・地下式
防災器材の配備		・防災意識及び防災能力の向上を図るため、 ヘルメット、レスキューセット、テント等の防災器材を地域に配備



杉材を使用し，景観に配慮した市民用消火栓





地域に配備した防災器材



景観に配慮した送水用動力ポンプ庫



公園の地下に整備した耐震型防火水槽

文化財とその周辺を守る防災水利事業の概要



大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し、誰もが使える市民用消火栓を多数配置することにより、地域住民の防災力を最大限にいかし、文化財とその周辺地域を火災から守る、全国でも類を見ない事業です。

文化財防火運動（7 月、1 月）

毎年 7 月（夏の文化財防火運動）と 1 月（文化財防火運動）の年 2 回、文化財防火に係る運動を実施しています。

■　特定文化財対象物に対する査察の実施

世界文化遺産及び国指定の文化財建造物（国、重要文化財）を中心に、特定文化財対象物への査察を実施しています。

■　特定文化財対象物における消防訓練等の実施

火災などに備えた取組として、消防訓練・文化財市民レスキュー器材点検・美術工芸品の実態把握・文化財セーフティカード等を活用した搬出活動の再確認等を実施しています。



消防隊、消防団の一斉放水訓練

■　文化財防火啓発ポスター及び文化財防火啓発用リーフレットの作成

市民や京都市を訪れる観光客等の防火・防災意識の高揚と文化財社寺関係者への啓発を目的としたポスター等を作成しています。

令和８年文化財防火啓発ポスター



南禅寺　水路閣
三輪　純子　画・題字

令和７年度文化財防火啓発用リーフレット



事業概要

宿泊施設に対する防火指導

近年、訪日外国人の増加に伴い、京都市でも宿泊施設が増加しています。
また、平成30年には住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。
消防局では、引き続き市民の皆様や観光客の更なる安全の確保に取り組みます。

■　消防法令適合通知制度



昭和40年代から50年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など宿泊施設での火災が相次いで発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や従業員の防火意識の低さなどにより初期消火や119番通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり多くの犠牲者を出す大惨事となりました。

これらの事案を教訓に、昭和56年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際、当該施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に消防機関が防火の安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

■　防火基準適合表示制度



（銀の表示マーク）



（金の表示マーク）

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を契機に総務省消防庁に設置された「予防行政の在り方に関する検討会（ホテル火災対策検討部会）」において、消防機関が消防法及び建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定等を審査して交付していた旧「適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対してマークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。

京都市では、平成26年度から、旅館・ホテル等の関係者の申請に基づいて消防機関が審査を実施し、消防法令及び防火上重要な建築構造等が基準に適合していると認められた建物に対し「表示マーク」を交付しています（初回交付から3年間継続して優良と認められた施設には「金の表示マーク」を交付しています）。また、京都市消防局のホームページでは、「表示マーク」を交付した宿泊施設を公開しています。

＜表示マーク交付対象物一覧＞

https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html

※　旧「適マーク」による表示制度

昭和56年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるもので、当時から消防法のみならず建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成14年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

■　消防検査済表示制度

消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた小規模な宿泊施設には、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付しています。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、宿泊者及び地域住民に対して適切に防火対策を行っている宿泊施設であることをお知らせしています。

＜消防検査済ラベル交付対象物一覧＞

https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html



●　運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

●　対象施設

「民泊」等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

●　ラベルの交付条件

・消防法令に適合していること。

・出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。

・消火器を設置していること。

＜銀色ラベル＞　＜金色ラベル＞



（サイズ：縦 17cm×横 12cm）

●　消防検査済ラベル

・銀色ラベル

交付条件を全て満たしていること。

・金色ラベル ※上位のラベル

銀色ラベルを 3 年間継続して掲示し、かつ事業者等が「京の宿泊所防火研修」を受講していること。

■　京の宿泊所防火研修

「民泊」等の小規模な宿泊施設の関係者を対象として、施設の安全管理に必要な防火等に関する知識や技術を身に着けてもらう「京の宿泊所防火研修」を行っています。

平成 30 年から市民防災センターで対面形式の研修を開始しました。令和 7 年 10 月からは京都市消防局ホームページでの 3 か国語（日本語・英語・中国語）によるオンデマンド形式に変更し、時間・場所を問わず受講することが可能となりました。

●　受講対象者

民泊等の宿泊施設の事業関係者又は事業開始予定者

●　研修の受講方法

1　消防局ホームページの「京の宿泊所防火研修」にアクセスする。
（https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000335005.html）

2　受講登録を行う。

3　研修動画（YouTube）を視聴する。

4　講習の修了登録して終了。



研修の内容
- 火災事例
- 消防検査済制度
- 宿泊者への説明事項
- 消防用設備等の取扱い
- 防炎物品等
- 火災発生時の初動措置
- 地域連携
- 施設の適正な運営

■　民泊対策

近年増加する、いわゆる「民泊」に対して防火安全対策の確保を図るための取組を実施しています。

●　消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

「民泊」は空き家や共同住宅の空き室等を転用している事例が多くありますが、転用に必要な手続きや専門家による関係法令のチェックが行われておらず、法令の基準を遵守していない対象物が多くあります。

こうした状況を市民や事業者の方に分かりやすくお知らせするため、ホームページ等を活用した積極的な情報の発信に努めています。

●「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

無許可で営業している「民泊」施設は、安全上の問題がある場合、具体的なトラブルがなくても周辺住民が施設に不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では平成 27 年 12 月 1 日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局、消防局による「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、平成 29 年 6 月 16 日の住宅宿泊事業法の公布や市民から募集した意見などを踏まえ、京都市独自のルール（「民泊」関係条例）を設定しています。

●　「民泊」に対する防火対策の強化

京都市では、「消火器の使用方法」や「避難経路の説明」、「こんろの使用方法」などを宿泊者に図や書面を使って説明するよう、住宅宿泊事業を行う事業者に義務付けています。

事業者によるスムーズな説明や外国人宿泊者への案内のため、消防法令による規制、喫煙方法やこんろの使用方法などの出火防止対策、119 番通報の要領、消火器の使用方法等を掲載した 4 か国語のリーフレットを作成し、消防局ホームページに掲載しています。

また、火災発生時にも適切に初期対応ができるよう、外国人宿泊者を対象とした啓発動画を製作し、同じく消防局ホームページに掲載しています。

4 か国語リーフレット



外国人宿泊者向け啓発動画
「宿泊中に火事！あなたのとるべき行動は？」
＜リンク＞https://youtu.be/q3uMKA9VI3E



■　火災通報装置の設置指導

火災通報装置の設置を義務付けられていない宿泊施設が法令基準に適合した火災通報装置を設置した場合は、「火災通報装置設置済ラベル」と火災通報装置取扱方法を記載した４か国語の「火災通報装置取扱シート」を交付しています。

＜火災通報装置＞
　自動火災報知設備と連動し、ボタンを押すことで消防機関に施設の名称や所在地等を音声で自動的に通報する装置

●　運用開始

令和２年６月１日

●　対象施設

火災通報装置が消防法令上義務とならない宿泊施設

●　火災通報装置設置済ラベル

火災通報装置が設置された宿泊施設は、以下のラベルを玄関等の見えやすいところに掲示することで宿泊客や地域住民に消防機関への通報対策が充実している施設であることをアピールできます。



火災通報装置設置済ラベル

鑑識の器材及び状況

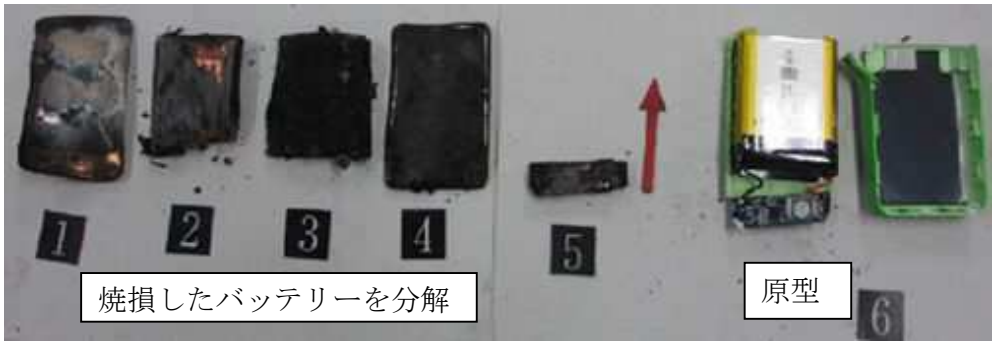
火災鑑識

■　火災の鑑識等

出火原因の究明に必要なデータを得るため、火災現場から収去した物件の鑑識を行っています。鑑識物件には電気製品、ストーブなどの燃焼機器、自動車の配線などがあり、これらをＸ線透過装置やデジタルマイクロスコープなどの各種分析・鑑識機器を使って鑑識することで、出火原因の究明に貢献しています。

●　特徴的な鑑識内容

出火したモバイルバッテリーを分解し、計測した厚みや焼けの状態から発火したセルを特定





予防情報の提供

■　火災調査に関する資料収集と火災調査や予防情報の提供

消防の科学技術に関する最新の情報を収集するとともに、これをタイムリーに提供して火災予防、市民指導及び火災調査業務に役立てています。

また、燃焼実験など当局で作成した火災予防動画を消防局ホームページに掲載しています。





鑑識機材

■　京都市消防局所有の主な鑑識機材

名称	機能等
デジタルマイクロスコープ	20～200 倍まで拡大して撮影することができる。
超音波洗浄器	超音波で付着した汚れを取り除くことができる。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用する。
データロガー	複数か所の温度変化と時間経過を記録できる。
ガスクロマトグラフ質量分析装置	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析を行う。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分の特定に使用する。
熱重量示差熱分析装置	加熱による試料の重量変化等から燃焼性状等を測定できる。



デジタルマイクロスコープ



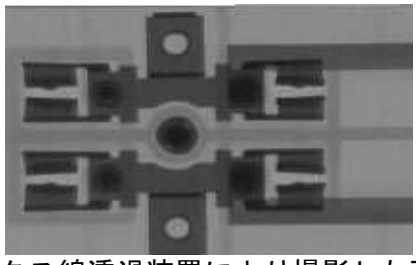
ガスクロマトグラフ質量分析装置

■　機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

名称	機能等
エックス線透過装置	破壊することなく対象物の内部の状態を把握することができる。
デジタルマイクロスコープ	5～200 倍まで拡大して撮影することができる。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定することができる。
データロガー	複数か所の温度変化と時間経過を記録することができる。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することができる。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ対象物を切断することができる。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することができる。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することができる。



機動鑑識車



エックス線透過装置により撮影した画像

事業概要

消防指導センターの運用

■ 概要

令和５年４月１日、消防局本部に「消防指導センター」を設置し、これまで各行政区の消防署で行っていた消防用設備等に関する申請・届出・相談・検査等の業務と消防局本部（消防同意事務センター）で行っていた消防同意の業務を集約しました。

これにより、新築建物等の事前相談から消防用設備等の完成検査までをひとつの窓口で行うことができるようになり業務の効率化と利用者の利便性向上につながっています。

■ 設置場所

京都市消防局本部庁舎１階

■ 受付時間

午前９時～11時30分、午後１時～４時（土、日、祝日及び年末年始除く）

■ 指導体制

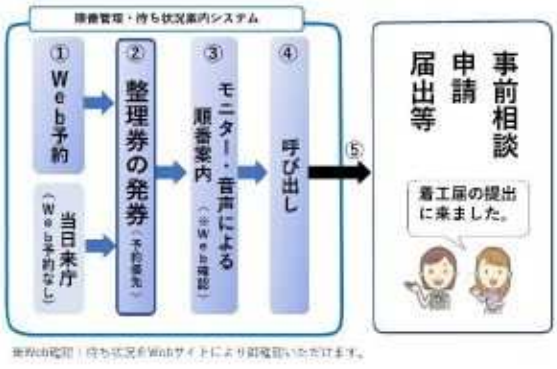
担当	対象行政区
設備第一	左京区・下京区
設備第二	北区・上京区・伏見区
設備第三	中京区・山科区・右京区
設備第四	東山区・南区・西京区
消防同意	全行政区



申請・相談等の様子

■ 順番管理・待ち状況案内システム

ＷＥＢサイトから事前相談等の予約や、窓口の混雑状況の確認ができます。





来庁者の受付



混雑状況の確認（スマートフォン画面）

事業概要

消　防　同　意

消防同意制度は消防法第７条及び建築基準法第 93 条に定められており、防火の専門家である消防機関が建築物の計画段階から建築確認申請書等の審査を行い、防火対象物の火災予防に関する安全性の確保や火災が発生した際の被害軽減を図っています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して建築確認を受けることになります。その際、建築主事等は防火の専門家である消防長又は消防署長の同意を得る必要があり、これを「消防同意」といいます。

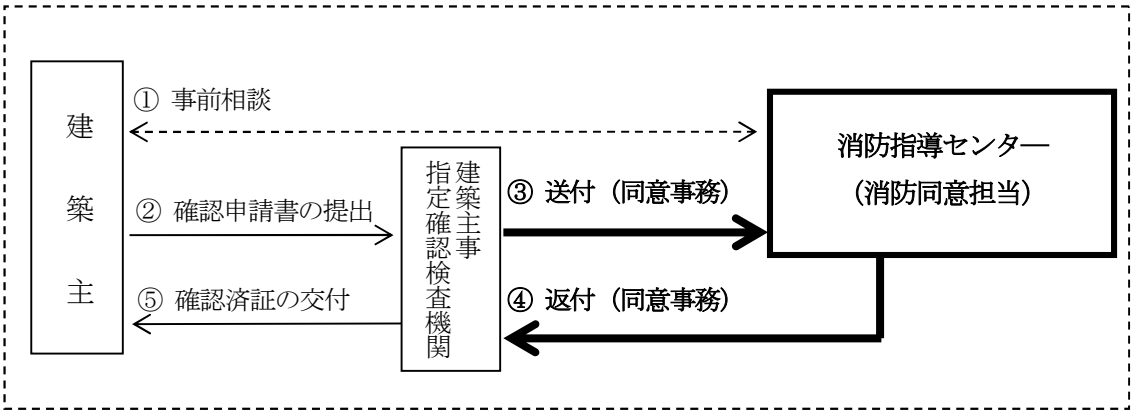
なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

消防指導センター

令和２年度に京都市内の各消防署で行っていた消防同意事務を消防局本部の「消防同意事務センター」に一元化し、令和５年度には、各消防署で行っていた消防用設備等の事務の一部と消防同意事務を新たに開設した「消防指導センター」に集約しました。

消防指導センターでは、京都市内で建築される建築物の計画・設計時の消防同意に係る事前相談や建築主事又は指定確認検査機関から送付される建築確認申請書について、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意する事務を行っています。

確認申請及び同意事務の流れ



事業概要

消　防　用　設　備　等

消防法及び京都市火災予防条例では、火災の拡大を防止するとともに、建物利用者にいち早く火災発生を知らせ、安全・確実な 119 番通報、初期消火、避難誘導等を行うため、消防用設備等の設置や維持管理の基準を定めています。

消防用設備等の設置指導

屋内消火栓設備や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置については、防火対象物の新築、増築、改築等の計画段階から相談を受け、着工前に消防設備士が提出する着工届出書を審査し、消防用設備等が適正に設置されるよう指導しています。

着工後は、完成後に確認できない壁や天井の内側等の箇所を中心に中間検査を行い、着工届出書のとおり適正に施工されていることを確認しています。

防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、工事が完了すれば設置届出書を提出することとされており、消防機関は、提出された設置届出書に基づいて完成検査を行います。検査の結果、当該消防用設備等が法令に適合していると認めたときは検査済証を交付します。

設置された消防用設備等の使用が開始されてからは、防火対象物の関係者は定期的に消防用設備等を点検し、点検結果報告書により消防機関へ報告することされています。

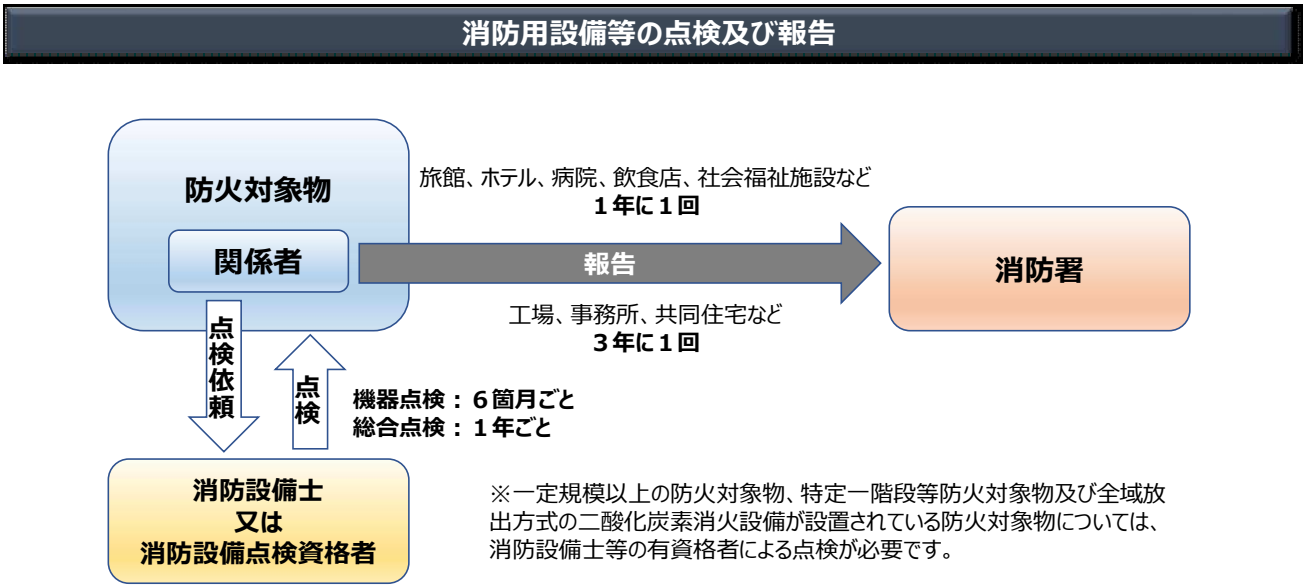
消防署では提出された点検結果報告書の内容に基づき、消防用設備等の適正な維持管理を指導しています。



消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があるため、適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者に消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備などの維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物、特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に存する建物で直通階段が 2 以上設けられていないもの。）及び全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されている防火対象物は、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。



防炎物品と防炎製品

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店等のカーテン、じゅうたん、どん帳、布製ブラインド、舞台で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは、消防法により防炎物品を使用することとされています。

また、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、京都市火災予防条例により防炎性能を有するもの（防炎製品）とするよう努めることとされています。

防炎製品には、衣類、アームカバー、自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり、炎が接しても急に燃え広がらない性能が、火災予防に役立っています。

防炎加工したものには、次のラベルが付いています。

◆ **防炎物品**

カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん







◆ **防炎製品**

寝具類（敷布、カバー類、ふとん類、毛布類）、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、アームカバー、布張家具類、自動車・バイク等のボディカバー等





危　険　物

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活に欠かせないものや工場等の生産活動で使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合に市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い安全な施設となるよう指導を行っています。

■　危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても自主点検を実施するよう指導しています。

■　危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災発生原因の約6割がヒューマンエラーに起因していることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■　少量危険物取扱所の設置指導

危険物は、それぞれの危険性を考慮して危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、貯蔵、取扱数量が指定数量未満であっても引火等の危険性は同じであるため、指定数量の 5 分の 1 以上かつ指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合は、事前の届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

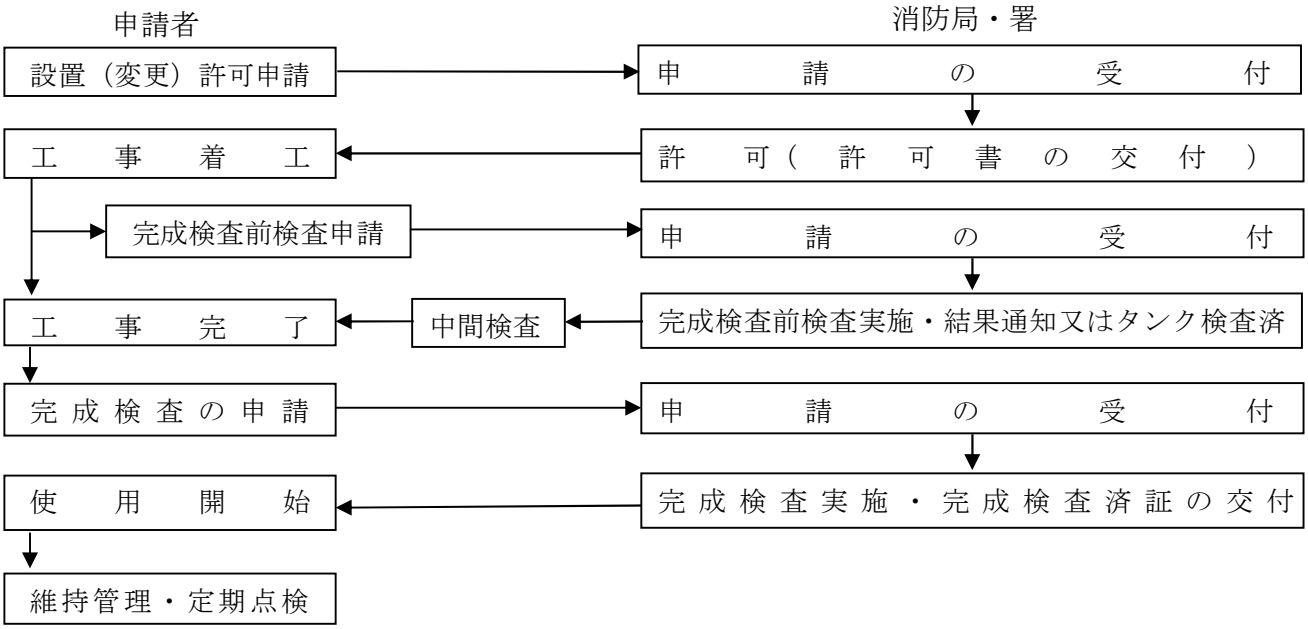
■　危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて、貯蔵や取扱い等の安全知識の普及を図っています。

■　給油取扱所及び容器入りガソリンを販売する店舗に対する指導

査察等の機会を捉えて、給油取扱所に対してガソリンの容器詰め替え販売時に本人確認等の徹底を指導するとともに、容器入りガソリンを販売する店舗に対しても同様に本人確認等の徹底を指導しています。

危険物施設の設置等の手続





危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■　危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、昭和 39 年 7 月 14 日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員 18 人、消防団員 1 人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など 158 人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。



勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して危険物の自主保安管理の推進を呼び掛けるとともに、市民の危険物に関する意識の高揚を図り、市民生活の安全を確保することを目的として、平成 2 年、自治省消防庁(現総務省消防庁)によって「危険物安全週間」が制定されました。

なお、「危険物安全週間」は、7月に発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災のように気温の上昇に起因するセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）を期間とし、制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■　危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■　危険物安全週間の期間

毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）

令和7年度における危険物安全週間の取組

令和7年度は、6月8日から6月14日までの間、各行政区における危険物施設等で防火指導等を実施しました。

■　重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行いました。
	適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制の確保により災害発生の防止を図ることを目的とした査察、防火指導及び研修会等を実施しました。
危険物事業所等の保安体制の強化	危険物施設を有する事業所において、合同訓練等を実施し、緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図りました。
危険物災害等に対する対応力の向上	査察計画の対象となっている危険物事業所等の査察に併せて事業所警防調査を行いました。危険物に対して設置されている消火設備の確認及び活用方法の検討のほか、連携活動について協議しました。
	「危険物火災・流出事故初動措置マニュアル」、「夜間、休日等における危険物違反等対応マニュアル」等の各種マニュアルを活用し、消防職員を対象とした研修、図上訓練等を実施しました。



危険物施設保有事業所との合同訓練



危険物施設保有事業所での防災訓練指導

■　普及啓発

啓発用ポスターの掲出、報道機関等への情報提供、ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（令和７年度）	
全　国	「危険物　無事故へ挑む　ゴング鳴る」 公募 11,472 作品の最優秀作



啓発用ポスター　井上　尚弥さん

（プロボクサー）

■　優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

例年、危険物安全週間に伴って実施される京都市危険物防災推進大会では、「優良危険物取扱者消防局長表彰（各行政区１名）」の受賞者に消防局長から表彰楯を授与しています。



消防局長から受賞者に表彰楯を授与

危険物施設等の火災状況（過去 10 年間の危険物に起因する主な火災）

発生年月	行政区	施設等区分	概　　要
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤（危険物）を使用し、混合槽内を洗浄中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い、着衣の一部を焼損。
平成 29 年 11 月	北区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスタータースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク1台焼損。
平成 30 年 2 月	南区	製造所	製造所内において洗浄作業で使用した溶剤（危険物）をドラム缶へ移し替え作業中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気に着火したもの。同ドラム缶内のキシレン焼失及び配線の一部焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械の排気ファンの配線が劣化し、短絡を起こしたことにより発生した火花が同ファン内部に付着した屑類に着火したもの。排気ファンの一部を焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械稼働中に発生した高温の切粉が、ダクトパイプ内に蓄積された切粉及び鉄粉等に着火したもの。ダクトパイプの一部及び集塵機の一部焼損。
令和元年 9 月	山科区	製造所	集塵機内で発生した静電気による火花が、フィルターに付着していた金属粉に着火したもの。集塵機1基及び内部の金属粉を焼失焼損したもの。
令和 2 年 10 月	南区	一般取扱所	金属加工設備から排出された高温の金属片が、作動油の溜まっていたピット内に落下し出火に至ったもの。同設備の一部焼損及び作動油約 200Lを焼失したもの。
令和 5 年 9 月	西京区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスタータースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク1台焼損。

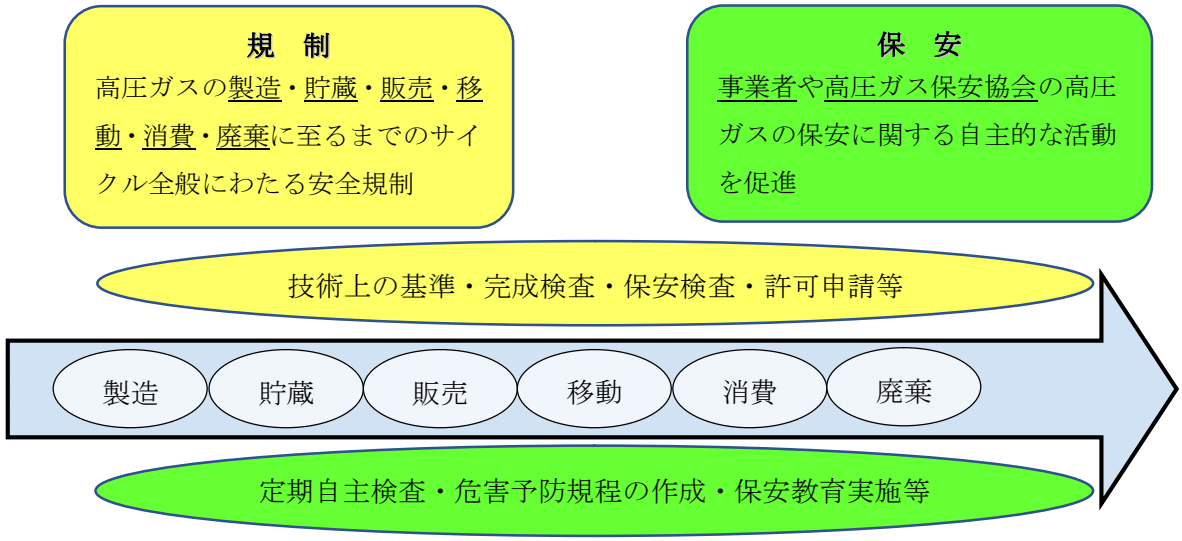
事業概要

高圧ガスの保安

高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制を行うとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■　高圧ガス施設等の主な例

製造施設	飲料製造工場（炭酸ガス）
	天然ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス 冷媒ガス 医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】
病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発した。

京都府知事からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたため、京都市では、平成 30 年度から京都市消防局が高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■　高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等の許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、審査や検査等の規制業務を専門に行う必要があるため、消防局本部に専門の部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

■　完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにこれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■　製造施設、貯蔵施設、販売所等への立入検査

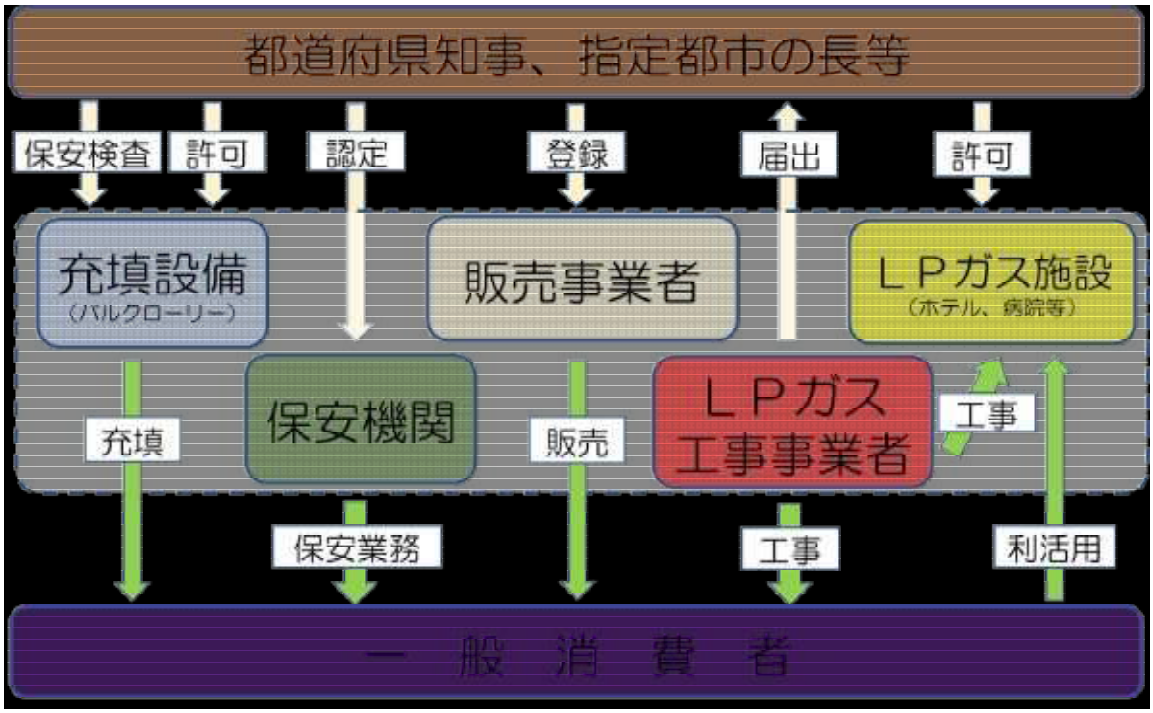
市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設等に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

事業概要

液化石油ガスの保安

液化石油ガスの保安

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）は、一般消費者等への液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより液化石油ガスによる災害を防止するとともに、適正な液化石油ガスの取引により公共の福祉を増進することを目的とする法律です。



■　液化石油ガス施設の主な例

名称	内容
販　売　事　業　者	ガス販売店、燃料店等 （ＬＰガスの販売事業を行おうとする者）
保　安　機　関	ガス販売店、燃料店等（販売事業者と同一の場合が多い。） （ＬＰガス関係設備等の保安業務を行おうとする者）
特　定　供　給　設　備	ホテル、老人ホーム等 （一定数量以上のＬＰガスを貯蔵する容器又は貯槽を有する施設等）
充　填　設　備	ＬＰガスを貯槽等に充填するためのタンクローリー
特定液化石油ガス工　事　事　業　者	ガス施工事業者、建築設備工事事業者等



充填設備

京都府知事からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第 44 号）の施行により、液石法に基づく液化石油ガス販売事業の登録等の審査、検査等に係る事務に関する権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたため、京都市においては、令和５年度から京都市消防局が液石法に関する事務を行っています。

■　液石法に基づく登録、認定及び許認可

液石法に基づく申請等に伴う登録、認定及び許認可については、市内における液化石油ガス事業者等の状況を包括的に把握するとともに、審査や検査等の規制業務を専門に行う必要があるため、消防局本部に専門の部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

■　完成検査・保安検査

液石法では、一定数量以上の液化石油ガスの供給設備が設置された場合や充填設備を設置した場合には、それらの施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、液化石油ガスの充填設備は、法律で定められた期間ごとにこれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■　販売事業者、保安機関、貯蔵施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の液化石油ガスに関連する事業所等に対して消防署員による立入検査を行い、液化石油ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

事業概要

火薬類の取締り

火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められた法律です。火薬類は、ひとたび災害が発生すれば市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】

製造 法３条 ／ 販売 法５条 ／ 貯蔵 法11条 ／ 譲渡 譲受 法17条 ／ 消費 法25条 ／ 廃棄 法27条

火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■　火薬類の主な例

火　薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆　薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリツト
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焔管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和29年8月16日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたため、京都市においては、平成29年度から京都市消防局が火薬類取締法に関する事務を行っています。

■　火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門の部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

■　完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにこれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■　火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

事業概要

住宅防火の推進と火災予防の取組

住宅防火対策



住宅用火災警報器
設置啓発回覧ビラ

■　住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気付き、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成 18 年 6 月 1 日に新築住宅、平成 23 年 6 月 1 日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

消防局では、設置率 100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発を行うとともに、10 年を交換の目安として、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅用火災警報器設置・交換啓発動画

https://www.youtube.com/watch?v=K3bBva5mv20

■　「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

平成 31 年 3 月 1 日から一般社団法人 京都消防設備協会と連携し、自主防災会を単位とした住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入を勧奨しています。

悪質訪問販売からの被害防止や取扱事業者とのスケールメリットを生かした交渉など、多くのメリットがある共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と取扱事業者を「消防局」と「一般社団法人　京都消防設備協会」がマッチングし、住宅用火災警報器ついての説明から取付け支援までを消防職員が最大限サポートする仕組みです。



自主防災会のための「新・京都方式」
住宅用火災警報器共同購入ガイド

＜ホームページリンク＞住宅用火災警報器の普及啓発について

https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html

火災予防運動

春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動やその他の防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て防火行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実 施 期 間 等
危険物安全週間	6 月第 2 週　（日～土）
夏の文化財防火運動	7 月 12 日～ 7 月 18 日
秋の火災予防運動	11 月　9 日～ 11 月 15 日
年末防火運動	12 月 15 日～12 月 31 日
文化財防火運動	1 月 23 日～ 1 月 29 日
春の火災予防運動	3 月　1 日～　3 月 7 日

■　秋の火災予防運動（令和 7 年 11 月 9 日～11 月 15 日）

●　重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	・住宅用火災警報器の設置、定期的な作動点検及び適切な本体交換の普及啓発 ・リチウムイオン電池、電気機器、コード及び配線器具の適切な使用方法、電気関連火災に関する出火防止の周知 ・安全な喫煙場所及び吸い殻の正しい後始末等のたばこ火災に関する出火防止対策の周知 ・こんろ周りの整理整頓、調理器具の正しい使用方法等、こんろ火災や天ぷら鍋火災に関する出火防止の周知
震災火災対策の推進	地震発生時の電気火災リスクを低減することを目的とした感震ブレーカーの普及促進
林野火災予防対策の推進	たき火指導を徹底するほか、必要に応じて林野周辺住民、入山者等の防火意識の啓発及び林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導
各消防署（分署）における火災分析結果に基づく出火防止対策の推進	各消防署（分署）における火災分析結果に基づいた火災予防啓発活動の実施



（日本防火・危機管理促進協会）
令和７年秋季全国火災予防運動ポスター









■　年末防火運動（令和７年 12 月 15 日～12 月 31 日）

●　重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	・暖房器具の正しい使用方法の周知 ・こんろ周りの整理整頓、調理器具の正しい使用方法等、こんろ火災や天ぷらなべ火災に関する出火防止の周知 ・安全な喫煙場所及び吸い殻の正しい後始末等のたばこ火災に関する出火防止の周知 ・住宅用火災警報器の設置、定期的な作動点検及び適切な本体交換の普及啓発
電気関連火災防止対策の推進	・リチウムイオン電池をはじめとした電気機器、コード及び配線器具の適切な使用方法等の周知 ・地震発生時の電気火災リスクを低減することを目的とした感震ブレーカーの普及促進
事業所等の防火安全対策の推進	・飲食店等のこんろ、ダクト、フード及び換気扇の適切な清掃及び維持管理 ・防火対象物に対する是正指導の推進
防火広報の推進	年末防火パトロール等の機会を捉えた広報の推進



令和７年度冬季の火災予防ポスター
（中京区：錦市場）









■ 春の火災予防運動（令和８年３月１日～3 月７日）

● 重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	・住宅用火災警報器の設置、定期的な作動点検及び適切な本体交換の普及啓発 ・リチウムイオン電池を搭載した製品の適切な使用方法等の出火防止の周知 ・安全な喫煙場所及び吸い殻の正しい後始末等のたばこ火災に関する出火防止の周知 ・こんろ周りの整理整頓、調理器具の正しい使用方法等、こんろ火災や天ぷらなべ火災に関する出火防止の周知
地震火災対策の推進	地震発生時の電気火災リスクを低減することを目的とした感震ブレーカーの普及促進
林野火災予防対策の推進	・空気が乾燥しやすい時季を踏まえた、たき火等の屋外における火気管理の徹底 ・林野火災の防火啓発の実施
防火対象物に対する是正指導の推進	・今年度査察を実施した対象物のうち、法令違反が是正されていない対象物への更なる指導 ・重大法令違反の存する対象物に対する確実な是正指導及び適切な違反処理



（日本防火・危機管理促進協会）
令和８年春季全国火災予防運動ポスター









無火災推進日

昭和 38 年 3 月 5 日から、毎月、5 日、20 日を無火災推進日と定めて市民の皆様に火の用心を呼び掛け、無火災都市の実現を目指しています。

【無火災推進日とは】

○　昭和30年に火災件数が過去最多となったことを踏まえて全国初の「無火災都市」宣言を行いました。その後、各地域で行われていた防火デー等を統合して、昭和38年3月5日に毎月5日、20日を無火災推進日と定めました。

○　5日・20日を無火災推進日と定めたのは、5日に最も多く火災が発生していたため、毎月5日と15日後（半月後）の20日を毎月の無火災推進日としました。

○　無火災推進日を市民の皆様に周知することにより、一人一人の自主的な防火を啓発するとともに、自主防火の向上を図ることを目的としています　　。

○　無火災推進日における市民の実践事項として、家庭内の火気使用器具等の点検、家の周りの可燃物の整理整頓、家庭での防火の話合いなどを定めています。



無火災推進日
懸垂幕

緊急防火指導

社会的影響の大きな火災等が発生した場合や市内で火災が多発した場合に、毎年実施している火災予防運動とは別に緊急の防火点検を実施しています。（令和 7 年度は 2 回実施）

また、各消防署においても、独自に緊急出火防止の取組を実施しています。

■ 市内一斉に実施した緊急防火点検

期間	重点取組事項
令和 7 年 8 月中	○　啓発活動の強化 8 月 3 日時点で前年同日比＋24 件と京都市内の火災件数が増加傾向にあったため、市民や事業者の皆様への出火防止意識の更なる向上を目的として、関係機関と連携して集中的な火災予防の啓発を実施しました。 ※　実施事項 ・マスメディア、公式 SNS（X、Instagram、Facebook）等による情報発信 ・各種メルマガ・アプリ等による啓発と届出受付時の呼びかけ
令和 8 年 2 月 25 日（水） ～ 2 月 28 日（土）	○　出火防止の徹底 火災件数が増加傾向にあったこと（2 月 23 日時点で前年同日比＋18 件）、連続放火の発生、9 棟に延焼する住宅火災が発生ししたことから、令和 8 年 3 月 1 日から実施する春の火災予防運動を前倒しして緊急の防火点検を実施しました。 ※　実施事項 ・市民が多く集まる機会を捉えた防火の呼掛け ・防火安全指導と訪問防火指導の実施 ・京都市消防局ホームページ及び公式 SNS による注意喚起 ・京都市役所本庁舎の塔屋を赤色にライトアップ

たばこ火災防止の取組



令和７年に京都市でたばこが原因となる火災は 40 件発生（前年比９件増加）し、火災原因の第１位となりました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導等の戸別訪問のほか、防火運動の機会や情報配信サービスを活用した啓発を行っています。

出火経過別では、灰皿以外の場所に捨てたものなど、「捨て場不適」が 26 件、火種の落下など、「火源落下」が 14 件でした。

（捨場不適とは、喫煙後の吸い殻を消火不十分の状態でごみ入れなどに捨てて出火することで、火源落下とは、たばこの火種が布団や座布団などの綿製品や畳の上に落下し出火することです。）

電気機器火災

令和７年に京都市で発生した電気機器火災は 34 件（うち、リチウムイオン電池からの火災 27 件）で、令和６年から７件増加しました。電気機器に分類されるリチウムイオン電池を搭載した製品からの出火が、近年増加傾向となっているため、京都市消防局では、リチウムイオン電池火災を防止するための取組として戸別訪問による呼びかけや防火運動の機会や情報配信サービスを活用し、リチウムイオン電池火災の注意喚起を行っています。



リチウムイオン電池の防火啓発リーフレット

屋外イベント等における露店指導の状況

平成 25 年８月に発生した福知山市の花火大会での火災により多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しの主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。





露店指導の様子



事業概要

在宅避難困難者の防火安全対策

在宅避難困難者の防火安全対策

市内全域で一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯が増加しているため、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に避難に支障のある方（在宅避難困難者）を対象とした防火安全対策を実施しています。

■　防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、世帯構成や生活環境に合わせた防火指導又は助言を行っています。



防火安全指導の様子（台所周りの点検）



防火安全指導で配布する
出火防止リーフレット

◆　火災予防上の指導事項

- 火気取扱器具の正しい取扱い
- 安全な喫煙管理
- 容易に避難できる場所での就寝
- 住宅用防災機器の設置と維持管理
- 介助者に対する避難救出方法の指導
- 近隣者等との避難救出協力体制づくり

■　高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、「高齢者等のための安心アドバイザー研修」を実施しています。

高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火・防災」、「家庭内での救急事故防止」に関する研修を受講していただき、高齢者宅等を訪問した際に、防火・防災・救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。



研修テキスト
（安心アドバイザーハンドブック）

■　民間団体と連携した防火・防災対策

●　電気配線診断

電気使用安全月間（8 月 1 日から同月 31 日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて、消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯等における防火及び安全の確保を図っています。

●　火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

●　大阪ガスサービスショップの職員による訪問の防火啓発

消防局が開催する防火講習を受講した大阪ガスサービスショップの職員が営業などで顧客宅を訪問する際に簡易的な防火のアドバイスを実施し、必要に応じて火災警報器や消火器等の設置を提案する取組を実施しています。

■　緊急通報システム（あんしんネット 119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、ボタン一つで消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器（緊通連動住警器）を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



緊通連動住警器
を紹介するパンフレット



緊急通報システム（本体）



緊通連動住警器

■　消防ファクシミリ

聴覚言語に障がいのある方が加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



■　ＮＥＴ１１９（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）



平成 31 年 3 月 1 日から、聴覚言語障がい者等からの緊急通報への受信体制を強化するため、「ＮＥＴ１１９」（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）を導入しました。

音声での緊急通報が困難な方を対象とした通報の仕組みで、スマートフォン等を用いて、いつでも、そして全国どこからでも通報場所を管轄する消防に緊急通報することができます。



ＮＥＴ１１９の仕組み



ＮＥＴ１１９の通報画面

■「京都市版ヘルプカード」



高齢者や障がいをお持ちの方が、緊急時や災害時等に周囲の人に支援を求めるためのカードです。

カードに医療情報や緊急連絡先、障がい特性や緊急時・災害時の対処方法等を記載しておき、困ったときに周囲の人や救急隊などにカードを見せることで、必要な支援が受けやすくなります。

これまでお配りしていた「安心カード」と「ふれあい手帳」、そして「ヘルプマーク」の特徴を併せ持つカードです。

京都市版ヘルプカードを希望する方には、障害保健福祉推進室、市役所本庁舎案内所、各区役所・支所障害保健福祉課、京北出張所、地域リハビリテーション推進センターの窓口で配布しています。

※　「安心カード」・「ふれあい手帳」の配布は終了していますが、お手持ちのカードは継続してご使用いただけます。



京都市版ヘルプカードは、12 面構成になっています。

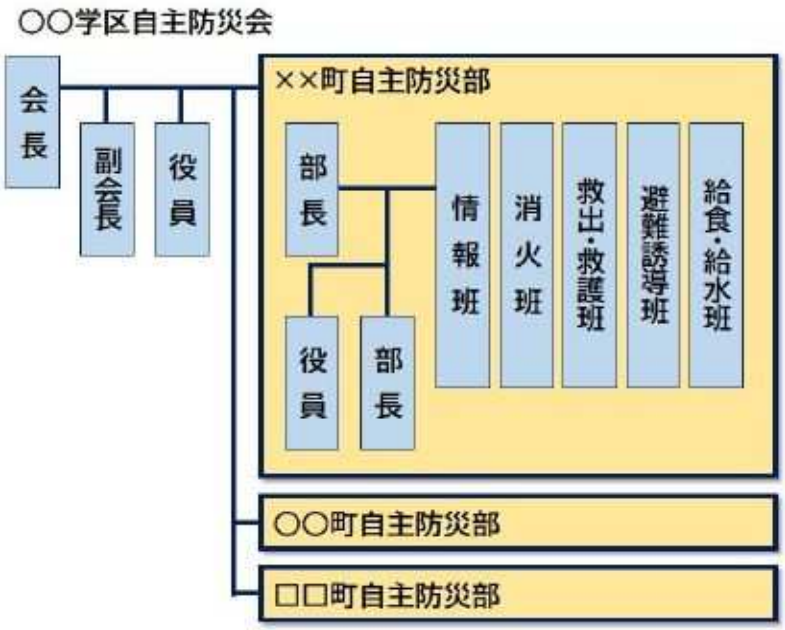
利用方法を記載したチラシと一体型になっていますので、 ヘルプカード部分を切り取り、必要な内容を記載してお使い下さい。

https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000260680.html

事業概要

自主防災活動の支援と防火防災普及啓発

自主防災組織



大地震などの大規模な災害による被害を防止し軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。そのため、消防局では自主防災組織の育成指導、活動支援に取り組んでいます。

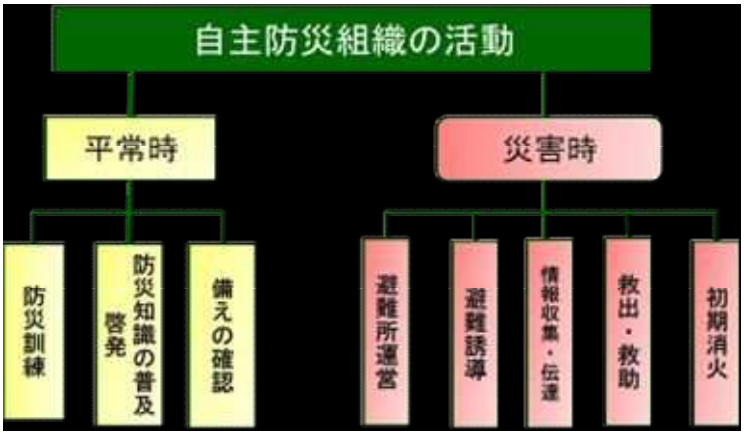
京都市では、昭和 34 年から昭和 36 年頃にかけて、住民による防火の組織として自主防火町が市内全域で結成されました。

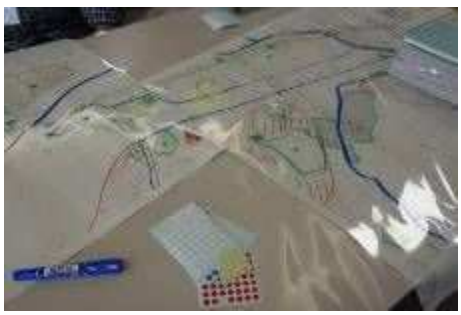
自主防災組織は、火災だけでなく地震等の災害にも対応できるようにこの自主防火町制度を発展させ、おおむね学区を単位に「自主防災会」、町内会を単位に「自主防災部」として結成している組織です。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という隣保共同の精神で、地域住民がお互いに助け合って、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行います。

自主防災活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、平常時は防災知識の普及啓発、地域の備え、防災訓練の実施などの活動を、災害時には、住民同士や地域での助け合いにより避難所運営や避難誘導、情報収集、救出など活動を行います。





自主防災組織活動助成金

自主防災組織による活動を支援し、地域の防災力向上を図ることを目的として、自主防災会ごとに年間５万円を上限に交付しています。交付対象は平時の防災訓練や啓発活動、組織の運営に関わる経費で、備蓄目的のみの物品購入などは対象外としています。

自主防災会連絡組織



各行政区では、他の自主防災会との交流による情報交換や組織運営に係る研修等を目的として任意に自主防災会の連絡組織が結成されています。

また、行政区を越えた協力体制の構築や情報共有を図り、全市的な自主防災活動の更なる活性化を図ることを目的として、研修会や情報交換等が行われています。

自主防災組織用器材の整備

平成７年１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の事例（早期に救出救護活動を実施するには各種防災器材の整備が必要）を踏まえ、全自主防災会に対して救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しています。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材格

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成 10 年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性を生かした事業所と自主防災会の連携を図る取組を推進しています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

これまで、事業所と自主防災会が応援協定を締結して連携が図られており、事業所からは防災活動の応援、活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があり、さらには、防災訓練や研修を通じて協定をより実効性のあるものとし、相互の信頼関係が醸成されています。

防災行動マニュアルの運用

阪神･淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、多くの方がご近所の方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起きたときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。



大規模な災害時には、自主防災会と自主防災部の連携した活動が大切であることから、平成 27 年度に「自主防災会防災行動マニュアルガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、自主防災会の防災計画となる「防災行動マニュアル」が平成 29 度までに策定されました。



平成 30 年度からは各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じた検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進しています。

また、令和 4 年度にはガイドラインを改訂して各自主防災会に配布し、見直し、検討に役立てていただいています。

【防災行動マニュアル運用の流れ】

防災情報の提供
（防災マップなど）
⇨

⇨
防災行動マニュアルの策定
⇩
自主防災部の防災行動
計画の見直し
⇩
地域住民への周知
⇦
防災訓練等を通じた
防災行動マニュアル
の検証
⇧
防災行動マニュアル
・見直し
・内容の充実

防災ワークショップ

自主防災部活動ファイル






「災害発生時」と災害に備える「平常時」の自主防災部における活動要領が記載されています。「災害発生時」には、被害状況・安否確認用地図により地域の災害状況を把握し、自主防災会に情報を伝達する必要があります。自主防災部活動ファイルの中に自主防災部長としての行動要領を記載した防災行動シートがあり、「地域の集合場所はどこか」、「安否確認用地図はあるか」、「緊急連絡体制や名簿は最新か」などがチェックできます。年度ごとに見直すなど、情報が古い場合は更新をお願いしています。

また、「平常時」における訓練メニューが記載されていますので、担当の消防職員にご相談いただき、年１回以上の訓練をお願いしています。

令和２年度からファイルの周知と運用を開始し、令和４年度には、内容の見直しを行い、改訂しました。

地域発災型訓練

地域発災型訓練とは、地域の方々に災害発生時の初動措置の重要性を理解していただくことと、地域の協力体制「共助」の構築を目的に実施しており、「シナリオのない防災訓練」と言われています。




地域の集合場所を起点とした、近隣住民による早期協力体制の立上げ及び初期消火の重要性の理解を深め、即時対応能力の向上を図るとともに、既存の自主防災部の防災行動マニュアルの見直しや策定を推進しています。



地域発災型訓練・現示カード

地域防災の担い手支援研修～京・強・共助リーダーズプログラム～



地域防災の担い手として活動されている自主防災会の皆様に対するフォローアップ、スキルアップ、また、新たな担い手の育成等を目的として、下記のとおり研修プログラムを公開しています。

このプログラムは、自主防災活動に関する知識を体系的に動画で学ぶことができるもので、消防署や自主防災会における防災研修のほか、研修に参加できない方には、消防局のホームページ上でも学んでいただくことができます。

【プログラム構成】

1	京都市の自主防災組織（12 分） 京都の自治組織・「自主防火町」の取組・消防局との関わり・自主防災組織設置の経過について
2	防災行動を考える契機となった災害（20 分） 阪神・淡路大震災や平成２５年台風１８号等・過去の災害を契機とした取組について
3	防災を学ぶ必要性を考える（11 分） 東日本大震災の被災体験・自助と共助、日頃からの備えの大切さについて
4	地域防災の必要性（10 分） 住民主体の防災力向上の必要性・自主防災組織と消防団や企業などとの連携について
5	地域の防災リーダーの役割（10 分） 平常時と災害時における自主防災組織の役割について
6	風水害へ備える（10 分） 家や地域のリスク・防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動について
7	大雨の時にどう逃げる（17 分） ハザードマップ・警戒レベル・防災気象情報について
8	地震火災（11 分） 地震火災を防ぐ事前対策と火災発生時の対策について

※内容については、適宜、追加・更新を行います。

地域防災の担い手支援研修 boost（ブースト）

発展的な学習コンテンツとして、基本プログラムを受講後、さらに深く学びたい方に向けて追加しました。（今後も順次追加予定）

1	自主防災組織と消防団（７分） 自主防災組織と消防団の違い、消防団の歴史、自主防災組織と消防団が連携することの重要性について



年代別防災指導カリキュラム

東日本大震災などの大規模災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために地域防災力の重要性が増している一方で、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により今後の地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっています。

そこで、地域防災活動の担い手となる幼少年の防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え命を守る行動をとるとともに、周りの人を助けることができる人づくりを推進しています。

また、京都市消防局ホームページに防火や防災について楽しみながら動画で学ぶことができるコンテンツを掲載した幼少年向け防火・防災教育ページ「きょうとまもるんパーク」を作成し、防災教育を進めています。









幼少年向け防火・防災教育ページ
「きょうとまもるんパーク」HP





定例市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力を称えるため、次の区分により表彰を行っています。

■ **自主防災会等表彰**
自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

■ **自主防災活動推進功労者表彰**
自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

■ **防災功労者表彰**
自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

■ **事業所表彰**
自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

防災合唱コンサート

令和８年「消防記念日」表彰式の第２部として、京都市立京都堀川音楽高等学校３年生の伴奏による、京都市少年合唱団の合唱コンサートを開催しました。音楽を通じて、防火・防災意識を高めるとともに、震災の記憶と教訓を未来へつなげます。＜合唱曲：「しあわせ運べるように」、「花は咲く」他＞



事業概要

外国人を対象とした防火・防災指導等

多言語防火防災パンフレット



留学や就職等で市内に居住する外国人の方により安心して生活を送っていただけるよう、4 か国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成した『多言語防災パンフレット』を各区役所等を通じて配布しています。

■　令和 2 年度にリニューアル

これまでは、「地震」と「119 番通報要領」を記載したパンフレットでしたが、令和 2 年度から、更に「火災」「水害」「土砂災害」といった自然災害に対する備えや災害発生後の対応などの情報を追加し、内容を充実させました。

■　切り取って使える「通報カード」付き

パンフレットには、切り取って使える、持ち運びに便利な「通報カード」が付いています。

このカードには緊急通報（「119 番」及び「110 番」）を依頼する内容を記載しており、周囲に提示することで、スムーズな緊急通報に役立ててもらうことができます。



切り取って使える通報カード

■　活用方法

リニューアルした『多言語防火防災パンフレット』　は、令和 3 年 6 月から、外国籍市民が利用する京都市国際交流会館や京都府国際センター等で配布しています。また、消防職員等が実施する外国籍の方を対象とした防火・防災研修の時の資料としても使用しています。

多言語対応救急現場活動シート



消防局の救急隊は、現場活動において、外国人等日本語を理解できない傷病者への説明や情報収集に使用する翻訳ツールとして、「多言語対応救急現場活動シート」を使用しています。

■　最もシンプルなコミュニケーションツール

病気や怪我で話しづらい傷病者と、指差しのみで素早くコミュニケーションを取ることができます。

■　令和 2 年度に 8 か国語対応にバージョンアップ

平成 15 年度に 4 か国語版（英語・中国語簡体字・韓国朝鮮語・スペイン語）で運用を開始しました。令和 2 年度には、訪日外国人観光客の増加に対応するため、内容を刷新するとともに、対応言語を 8 か国語（英語・中国語簡体字・韓国朝鮮語・スペイン語・中国語繁体字・フランス語・イタリア語・ドイツ語）に拡充しました。これにより 8 割以上の訪日外国人観光客（※京都市産業観光局　令和 7 年京都観光総合調査から算出）に対応しています。

事業概要

緊急消防援助隊の派遣状況

■　派遣部隊の登録状況

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施することを目的に、平成７年に創設されました。平成 16 年４月には、消防組織法の改正により法律に基づいた部隊となり、令和８年４月現在、全国 7,381 部隊（重複含む。）が登録されています。

京都市においては、消防ヘリコプターを運用する航空小隊や都道府県隊をまとめるための指揮支援隊をはじめ、消火・救助・救急小隊など、多くの部隊を登録し、大規模災害に備えています。

※　令和８年４月現在の登録隊数
（複数部隊への重複登録を含む。）

- 指揮支援隊…　３隊
- 京都府大隊指揮隊…　１隊
- 統合機動部隊指揮隊…　１隊
- 情報統括支援隊…　１隊
- 安全管理部隊指揮隊…　１隊
- ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊…　１隊
- 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊…　１隊
- 航空指揮支援隊…　１隊
- 消火小隊…　17 隊
- 救助小隊…　９隊
- 救急小隊…　５隊
- 通信支援小隊…　１隊
- 後方支援小隊…　７隊
- 航空後方支援小隊…　１隊
- 特殊災害小隊…　４隊
- 特殊装備小隊…　８隊
- 航空小隊…　２隊

計…60 隊








■　派遣状況（令和8年4月1日現在）

京都市消防局では、消防庁長官の求め・指示により、制度創設以来 12 回出動しています。

1	**【平成 15 年十勝沖地震】出光興産北海道製油所原油タンク火災に伴う警戒活動** 平成 15 年 10 月 13 日～22 日（10 日間） 北海道苫小牧市 ３隊７名派遣 〔指揮隊１、消火隊２〕




2	**【平成 16 年 7 月福井豪雨】浸水家屋に取り残された住民の救助活動等** 平成 16 年 7 月 18 日～19 日(2 日間) 福井県月見 4 丁目、5 丁目 12 隊 52 名派遣 （指揮支援隊 2、京都府指揮隊 1、消火隊 1、救助隊 3、救急隊 1、後方支援隊 3、航空小隊 1）  
3	**【JR 西日本福知山線列車事故】列車事故に伴う情報収集活動** 平成 17 年 4 月 25 日　兵庫県尼崎市 1 隊 5 名派遣〔航空小隊〕（ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
4	**【奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故】土砂崩れによる車両埋没事故に伴う指揮支援活動等** 平成19年1月30日　奈良県吉野郡上北山村 2隊7名派遣〔指揮支援隊1、航空小隊1〕 （ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
5	**【平成 19 年能登半島地震】地震被害に伴う指揮支援活動等** 平成19年3月25日～26日(2日間)　石川県金沢市、輪島市 3隊15名派遣〔指揮支援隊2、航空小隊1〕 （指揮支援活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
6	**【平成 19 年新潟中越沖地震】地震被害に伴う情報収集活動** 平成19年7月20日～23日(4日間)　新潟県新潟空港、柏崎 1隊5名派遣〔航空小隊〕 （救急搬送活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
7	**【東日本大震災】津波被害に伴う救助活動等** ・　陸上隊　宮城県本吉郡南三陸町 平成 23 年 3 月 11 日～4 月 13 日(34 日間) 延べ 159 隊、495 名派遣    ・　航空小隊　山形県、長野県、宮城県、福島県 平成23年3月11日～18日、3月18日～25日、4月1日～5日、4月10日～14日（20日間） 延べ4隊、20名派遣   

	・　福島第一原子力発電所 平成23年3月27日～31日(5日間)　延べ11隊、40名派遣   
8	**【平成 28 年熊本地震】地震被害に伴う情報収集や要救助者の検索活動等** ・　陸上隊　熊本県熊本市、南阿蘇村 平成28年4月16日～22日（7日間） 延べ46隊、126名派遣    ・　航空小隊　南阿蘇村 平成28年4月16日～17日（2日間） 延べ1隊、4名派遣   
9	**【大阪府北部地震】地震被害に伴う情報収集** ・　航空小隊　大阪府北部地域 平成30年6月18日 延べ 1 隊、5 名派遣
10	**【平成 30 年 7 月豪雨】豪雨災害に伴う要救助者の検索活動等** ・　陸上隊　広島県安芸郡熊野町川角地区、広島市安芸区矢野地区、安芸郡坂町小屋浦地区 平成30年7月12日～8月1日（21日間） 延べ68隊、228名派遣   





11

【令和６年能登半島地震】地震被害に伴う情報収集や救助活動等

・　陸上隊　石川県珠洲市
令和6年1月1日～2月21日（52日間）
延べ281隊、992名派遣





・　航空小隊　石川県内
令和6年1月1日～2月12日（43日間）
延べ7隊、44名派遣





12

【令和６年能登半島豪雨】豪雨災害に伴う要救助者の検索活動等

・　指揮支援隊　石川県珠洲市
令和6年9月21日～9月30日（10日間）
延べ1隊、14名派遣





・　航空小隊　石川県
令和6年9月21日～9月30日（10日間）
延べ1隊、18名派遣





事業概要

消防用ドローンの運用

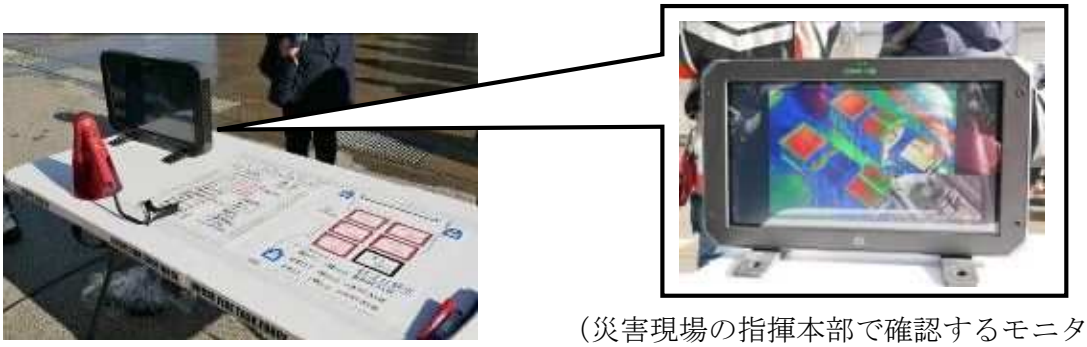
消防用ドローンの運用

大規模災害発生時に上空からの情報収集活動を容易にするとともに、通常災害においても消防職員が立ち入ることが困難な地域や場所の情報収集活動を充実させるため、消防用ドローン（以下「ドローン」という。）を平成 31 年 1 月から運用しています。

ドローンは、様々な災害に出動し、建物火災や林野火災での延焼状況や火の粉の飛散、残火状況の確認、水難救助、山岳救助、集団救急事故現場での負傷者や事故状況の把握、要救助者の捜索などで威力を発揮します。

運用体制

ドローンにより撮影した災害現場映像を現場最高指揮者が確認することで、効果的な指揮活動が行われます。また、その映像を消防局本部へ伝送することにより局本部と災害現場が一体となった災害対応が可能となり、被害の軽減につながっています。



（災害現場の指揮本部で確認するモニター）

■　**現在の配置状況**

配置署所	運用台数	運用部隊
南消防署	1 台	上鳥羽特別高度救助隊
西京消防署	1 台	西京第 2 消防隊

ドローンの特徴

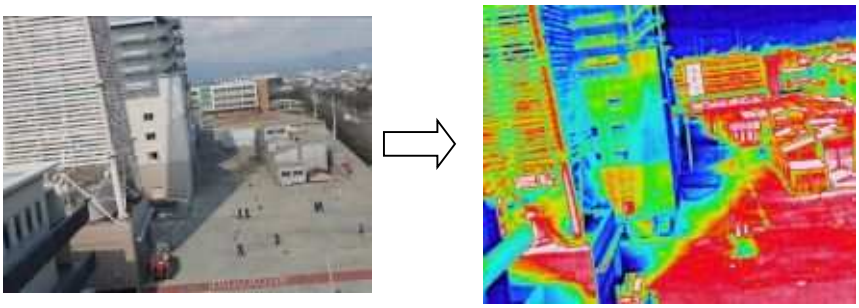


- 大きさ（約縦 64cm×横 56cm×高さ 15cm）
- 重　量（約 1.7kg）、最大重量（2.0kg）
- 防じん、防滴仕様で、長時間（約 25 分）かつ、高速（約 54 km/h）の飛行が可能です。また、2 種類の撮影カメラ（赤外線カメラと望遠カメラなど）を同時に搭載し、同時撮影できるなど、最新で高性能な機能が数多くあります。

搭載カメラの特徴

■　赤外線カメラ

赤外線カメラは、撮影した画面上で任意の位置の温度測定、平均温度、最高温度及び最低温度を測定可能で、特に火災現場で効果があります。さらに、最も高温な場所の温度を自動追尾する機能があるため、要救助者の捜索などにも活用できます。



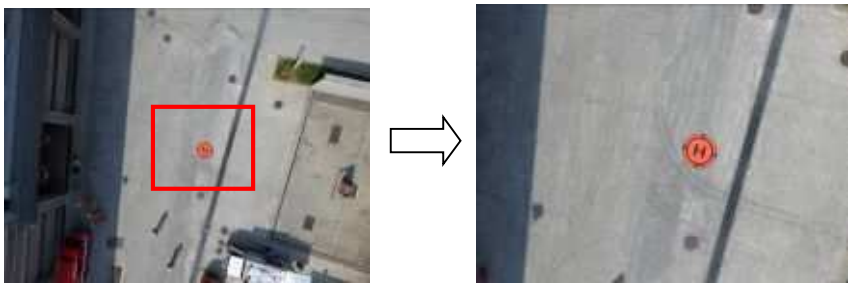
熱源及び燃焼範囲の確認



暗所における人物捜索

■　望遠カメラ

望遠カメラは、10 倍デジタルズームを搭載しています。



■　オルソ画像作成

オルソ画像とは、真上から見たような正確な形状で表示した画像のことで、上空においてドローンで撮影した画像を、専用パソコンで編集し、作成した地図等により被害状況の把握、被災前後の比較等に活用することができます。市内における大規模な土砂災害時や緊急消防援助隊派遣時等に運用できる体制としています。



【高度 30ｍで撮影し作成】

事業概要

消 防 体 制

指揮隊、消防隊等の部隊は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、訓練により技術の練磨を重ねるとともに、科学的知識の習得にも努め災害の発生に備えています。

部隊の出動は、災害の種別と状況に応じてあらかじめ出動する部隊数を設定し、災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより現場へ到着する時間の短縮を図っています。出動した部隊は、災害現場で装備を最大限に活用した人命救助、消火、延焼防止など、被害軽減のための迅速、的確な防御活動を展開しています。

また、災害の規模や状況により消防航空隊を出動させ、地上の部隊への情報提供を行うとともに、総合的な指揮機能をもつ本部統括指揮隊と支援機能を強化した本部機動支援隊を出動させ、大規模災害や特殊災害発生時における的確な指揮統制、情報処理及び活動支援を行うなど、防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出動部隊数等							対象災害等
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊	累計	
火災出動計画	基準建物火災	第１出動	3 (4)	6 (8)	1 (1)	1 (1)		11 (14)	建物火災については、一般的な住宅等と４階建以上の中高層建物に区分し、それぞれの燃焼規模、延焼危険及び人命危険等に応じて、第１～第３の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。 ()内は京都遺産特定地域に該当する場合の出動計画。
		第２出動	2 (2)	5 (4)	1～2 (1～2)			19～20 (21～22)	
		第３出動		5 (5)				24～25 (26～27)	
	中高層建物火災	第１出動	3	6	2	1		12	
		第２出動	2	6	0～1			20～21	
		第３出動		5				25～26	
	危険物火災	第１出動	3	4	3	1		11	消防法で定める危険物を運搬する車両や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して、第1～第３の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第２出動	2	7	1～2		1	22～23	
		第３出動		5				27～28	
	地下火災	第１出動	3	6	1	1		11	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して、第１～第３の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第２出動	3	4	2～3			20～21	
		第３出動		5				25～26	
	林野火災	第１出動	1	3～4			1	5～6	林野火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第１～第３の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第２出動	2	6～7	1			14～16	
		第３出動	1	6～8				21～25	
	特別消防対象物火災（大規模人命危険対象物）	第１出動	3	8 (10)	2	1		14 (16)	病院、百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第１～第３の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。 ()内は高層建物に該当する場合の出動計画。
		第２出動	3	2	1～2		1	21～22 (23～24)	
		第３出動		5				26～27 (28～29)	
	特別消防対象物火災（文化財対象物）	第１出動	3	8	1	1		13	
		第２出動	3	10	1～2		1	28～29	
		第３出動		9				37～38	
	高速道路火災	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した火災に対して、第１～第３の出動区分で計画部隊を出動させる。
	その他の火災	状況に応じた必要部隊数							火災とまぎらわしい通報の受信や煙の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に、その状況に応じて必要な部隊を出動させる。
	救急通常	１隊							救急隊１隊で対応が可能な救急事故に対して、災害現場付近にいる救急隊を選定し、出動させる。

救急救助出動計画	救助特命	特命出動	1	2	1	1		5	救助事故に対して、現場付近にいる部隊から、救助隊等の必要な部隊を選定し、出動させる。
	集団救急救助	第 1 出動	2	3	1	4		10	重症者を含む 4 名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して、第 1～第 3 の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第 2 出動	2	1	1	3	1	18	
		第 3 出動	1	5		6		30	
	高速道路等救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	高速道路等集団救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した重症者を含む 5 名以上の傷病者を伴う集団事故に対して、第 1～第 3 の出動区分で計画部隊を出動させる。
特殊災害		第 1 出動	2	2	3	1		8	放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害に対して、特命出動又は第 1～第 3 の出動区分で災害現場付近にいる部隊(特殊災害対策車等の計画部隊を含む。)から計画数を選定し、出動させる。
		第 2 出動	2	4				14	
		第 3 出動	1	4	1	2		20	
高速道路等トンネル特殊災害		計画部隊数							高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して、第 1～第 3 又は第 4 の出動区分で計画部隊を出動させる。
その他の災害		状況に応じた必要部隊数							都市ガス等の漏洩、消防法で定める危険物の流出、水害等の災害に対して、その状況に応じて必要な部隊を選定し、出動させる。

※火災出動計画（基準建物、中高層建物、特別消防対象物、危険物、地下）において、第 2 出動区分以上で即時介入部隊を出動させる。
※高速道路等とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び京都市道高速道路 1 号線をいう。

消防警備計画と特殊災害対策等

■　消防警備計画

大規模な伝統行事、祭典、スポーツ行事その他の集団的行事、又は広範囲に及ぶ道路の通行止めなどに伴う活動障害が予測される場合、さらには、特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■　特殊災害対策等

●　特殊災害対策

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害、地下鉄や地下駐車場などの地下災害、放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害は、広範化・特殊化が進み、災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては、各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車、有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車、化学防護服等を装備した化学車、救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。



陽圧式特殊災害対策車



特殊災害対策車

● **集団救急救助事故対策**

列車・バス等の大量輸送機関の事故、危険物・ガス等の漏えいや爆発、大規模工作物の倒壊などの災害で応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど、局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。



高度救急救護車

● **中高層建築警備対策**

中高層建築物には濃煙や高熱の充満、避難に長時間を要する等の困難性があるため、防御要領の作成、警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● **文化財警備対策**

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに、美術工芸品の搬出については、文化財セーフティカードや文化財タッグを活用した活動要領を作成しています。

● **複合災害対策**

一つの災害現場において火災と集団救急救助事故が組み合わさった複合的な災害が発生した場合に複合災害（F オペレーション）対応を現場最高指揮者が宣言することで、火災出動計画及び集団救急救助出動計画を合わせて発令し、活動部隊の任務を明確化した複合災害対策を図っています。

● **特別対象物出動計画**

大規模かつ人命危険の大きい 63 対象物を「大規模人命危険対象物」、世界文化遺産及び国宝に指定された 63 対象物を「文化財対象物」として特別消防対象物に指定し、出動計画の整備及び活動計画を樹立して災害発生時の対策強化を図っています。

● **基準火災出動計画（特定地域）**

京都らしい、歴史的な街並みを守る体制の 29 地域を指定し、通常の基準火災出動計画に本部機動支援隊、消防隊及びはしご隊（小型又は屈折）を各１隊追加した出動計画及び火災防御活動資料を作成して火災発生時の対策強化を図っています。

■ **火災防御活動資料**

木造建物密集地域や消防水利が不便な地域など、火災防御活動等の困難性が予測される地域については、警防調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、指揮要領、放水隊形等の火災防御活動資料をあらかじめ樹立し、これに基づく水利選定や活動要領の図上訓練を実施することにより、迅速で的確な火災防御活動をの推進しています。

（令和８年４月１日現在）

	木造建物密集地域	水利不便地等	計
策定数	259	341	600

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は市内に 30,903 基設置（令和 8 年 4 月 1 日現在）されており、あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に、震災時に必要となる消防水利については、地域ごとの水利必要量を算定し、震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めてまいりました。この計画では、年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに、関係部局との協調を進めることにより、効率的な水利の開発、設置を行ったもので、現在は整備したこれらの水利に対して、消防車等による水利調査や点検を定期的に行い、適切な保全に努めています。

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害、緊急出動中の消防車等に対する避譲義務違反、消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については、消防隊員等による現地指導、消防車等による巡回パトロール、関係機関との合同パトロール、防火講習会等を通じての市民啓発、消防水利標識の整備を行うほか、火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等、積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■　災害時の消防活動体制

●　災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに、局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

●　活動態勢

災害活動組織（局警防本部及び署警防本部）は、災害の規模、態様に応じて逐次、増強することとしています。

なお、人員等を増強する必要があるときは、勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■　震災時の消防活動体制

震災時には、同時火災の多発、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動が予想されることから、震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め、地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し、即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
震災警戒警防態勢	気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したときに発令し、緊急消防援助隊の派遣等に備え、局警防本部の要員により情報収集を実施する。
第 1 号震災警防態勢	市内に震度 4 の地震が発生した場合で、局本部長が第 1 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員(各々一部)を召集し、部隊等の増強を図る。
第 2 号震災警防態勢	市内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したときに発令し、職員(局 1/2、署 1/3)・団員(1/2)を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第 3 号震災警防態勢	市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は第1号震災警防態勢若しくは第2号震災警防態勢において、局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● **主な実施事項**

- 消防ヘリコプター及び消防用ドローンの運用
- 高所カメラ（消防局本部、小塩山、東部山間、京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組
- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置及び補修
- 防災水利構想に基づく、震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として、京都市消防水災警防規程を定め、水災の規模に応じた水災警防態勢を発令し、対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨、氾濫又は土砂災害に関する注意報（警戒レベル 2）を発表したときに発令し、平常の警防態勢で対処する。
第 1 号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨、氾濫又は土砂災害に関する警報（警戒レベル 3）若しくは危険警報（警戒レベル 4）又は暴風に関する警報を発表し、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員(各々一部)を召集し、部隊等の増強を図る。
第 2 号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し、拡大するおそれがある場合で、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員(局 1/2、署 1/3)・団員(1/2)を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第 3 号水災警防態勢	気象庁が市域に、大雨、氾濫、土砂災害に関する特別警報（警戒レベル 5）又は暴風に関する特別警報を発表し、局本部長が必要と認めたとき若しくは市域における水災の状況等から局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● **主な実施事項**

- 都市型水害対策車の運用
- 災害現場に対応した水防工法等の実施
- 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- 大規模災害情報共有システムの運用
- 人命の救出救護等の水災活動
- 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組
- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等



多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には、平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり、これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは、平常時においては空気充填照明車等による活動支援や消防車両の点検整備、活動器材の備蓄などを行い、地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型、資器材搬送車、燃料補給車などによる活動器材や燃料の補給をはじめとする、様々な活動支援を行います。

応援体制

■　隣接市町との相互応援

本市に隣接する 11 の市町との間では、消防相互応援協定を締結し、火災や救急・救助事故が発生したときには、必要に応じて消防隊等を出動させ、お互いに応援し合うことになっています。

■　京都府内全市町村との相互応援

大規模な火災、地震や台風などによる大規模災害のほか、特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は、隣接する市町村による応援よりも、更に広い地域からの応援が必要となります。

そこで、京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において、消防相互応援協定を締結しています。

■　近隣の大都市間の相互応援

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく、また、都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市と本市の間において、災害防御活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■　消防広域応援体制

全国の消防機関相互による援助体制として、平成 7 年に緊急消防援助隊が発足し、市町村、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており、本市でも緊急消防援助隊に登録し、必要な部隊の派遣体制を整えています。

受援体制

地震等の大規模災害時には、近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく、様々な協定に基づく応援部隊を集結させ、受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。消防局の指揮命令の中枢である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており、ここに受援本部を設置し、応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また、同センターの後方支援機能を活かして、活動に必要な資器材や燃料の補給、車両や器材の緊急修繕等を行い、長期にわたる災害活動を支えます。





東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」の現地へ向かう中継地点として使用

事業概要

消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し、119 番通報受付から出動隊の編成、出動指令、現場支援、災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに、あらゆる災害に対する消防対応力を高め、被害の軽減と救命効果の向上を図っています。



消防指令センター

消防指令システム

■ 主な特徴

● 災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成

消防指令センターでは、消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており、119 番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを連動させて災害現場の近くにある部隊を自動的に選定して出動させる自動出動指定装置を運用しています。この仕組みを活用することで通報者から通報内容を聴取しながら出動を指令することが可能であり、受信から出動までの時間の短縮を図っています。

● 消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため、車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

車載端末装置		出動中の部隊に迅速な情報提供を行うために消防車や救急車等に搭載。指令情報や現場付近の地図、消防水利、建物の情報、病院情報などの情報を伝送する機器
	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等における安全で的確な現場活動を支援するために配備。消防指令センターと各指揮者による情報共有、消防ヘリコプターからの映像や各指揮者の活動を把握するための端末
	指揮者用携帯端末	
	救急活動支援端末	救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し、救急現場で確認した傷病者の観察結果を指令センターに送信することで、医療機関への搬送時間の短縮を図るために配備している端末



車載端末装置



指揮本部支援端末



指揮者用携帯端末



救急活動支援端末

■　大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には、消防指令システムと大規模災害情報共有システム、即時災害情報収集システムが情報を集約し、必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立てます。また、消防指令センター内の可動式パーテーションを開放し、隣接する指令作戦室と一体化するなど、通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで、的確な活動方針等の作戦の立案、消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を消防局本部と消防署所間で共有するシステムであり、共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され、対応状況がリアルタイムに更新される
即時災害情報収集システム	京都市内に居住する消防職員が市内の被災状況等をメールで消防局本部に送信することにより情報収集を行うことができるシステム



（大規模災害時）
可動式間仕切り
パネルを開放



■　災害受信

119 番通報は、NTT の一般加入電話をはじめ、携帯電話、IP 電話から受信しています。

その他、高齢者や身体に障害がある方等が 119 番通報を行う仕組みとしてあんしんネット 119 や NET119 緊急通報システム、消防ファクシミリを運用しており、これらの手段により受け付けた 119 番通報は位置情報通知システムにより通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。また、119 映像通報システムでは、通報者が撮影した災害現場の映像を消防指令センターで確認することができます。

あんしんネット 119（緊急通報システム）	高齢者や身体に障害のある方等が利用し、通報できるシステムで、機器のボタンを押すと通報できる仕組み（本体ボタン、ペンダント型、枕元のそれぞれの押しボタンがある）
NET119 緊急通報システム	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで、日本全国どこからでも通報が可能（GPS 機能を使って通報者の位置情報が把握でき、当該地域を管轄する消防本部に通報できる）
消防ファクシミリ	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が、所定の様式を用いてファクシミリで通報できる仕組み
119 映像通報システム	119 番通報時に、同意を得た通報者がスマートフォンで撮影した映像を消防指令センターで確認することができる仕組みで、スマートフォンの GPS 機能から位置情報を取得して災害場所等の特定や応急手当動画等を送付することが可能



緊急通報システム



NET119 通報画面

通信機器

■　有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し、消防指令センターや消防署所間の通信を行っています。

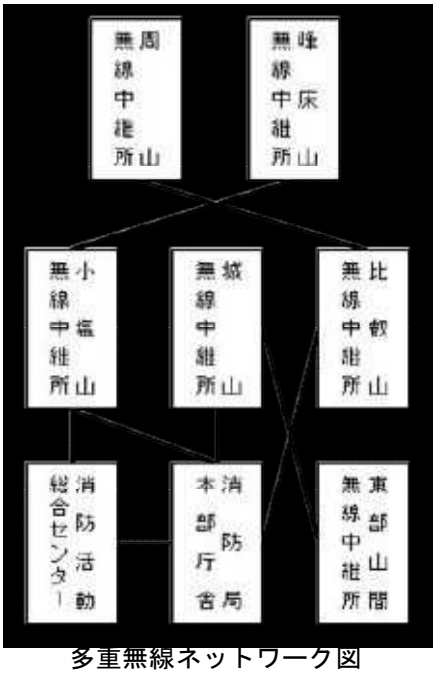
消　防　電　話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための内線電話で、消防局と消防署には有線回線を 3 回線、消防出張所には有線回線を 2 回線設置している。 ※ 消防局と消防署は無線回線(3 回線)も有している
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所への音声による出動指令や消防署所への駆け付け通報等があった際の消防署所から消防指令センターへの災害受信連絡を行うための専用電話。消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間で専用回線での通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と消防署所間をつなぐネットワーク回線で、データ指令、業務システムや消防局のグループウェアに使用している。

■　無線系設備

●　多重無線

消防局本部、消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線はループ化を図り、システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像の伝送及び消防電話に使用している回線
消 防 救 急 無 線 接　続　回　線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)
高 所 カ メ ラ 映 像 伝　送　回　線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線



多重無線ネットワーク図



無線中継所

京都市消防局	東部山間	消防活動総合センター	小塩山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は、消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として 13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え、東部山間無線中継所、周山無線中継所、峰床山無線中継所、比叡山無線中継所等にも基地局を設置し、ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また、大規模災害等における他の機関との通信用として 4 つのチャンネルを実装しています。

活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● その他の現場無線

署活動用無線	火災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用している無線 （用例　隊員間での放水開始の連絡 など）
防災相互通信用無線 （防災相互連絡波）	災害発生時に、自衛隊、警察等の防災関係機関が情報連絡を行うための無線（特定の周波数）　※ 防災相互連絡波（警察、自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ電送用無線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し、カラー映像や赤外線の映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送する無線で、映像用及び連絡用の電波を使用している。 消防ヘリコプターは、地震等の大規模災害、山林火災及び救助・救急事故等に出動し、迅速、的確な情報把握、消防活動の効率化や災害の規模に応じた市民の避難誘導等を行っている
航空無線	消防ヘリコプターとヘリポート、航空管制塔及び他の航空機との間で運航上の情報連絡を行うための無線

■ 衛星通信

無線中継車	山岳等の消防用無線不感地域に配置して通信を中継することで、災害現場と消防指令センター間の無線通信を可能とする車両
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像を消防ヘリコプターから衛星に直接送信することができるシステム(ヘリコプター衛星通信システム)。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる
災害情報画像伝送システム	大規模災害発生時の即時応援体制を確立することを目的に、高所カメラで撮影した映像を地上の影響を受けない通信衛星(スーパーバード)を利用して総務省消防庁、京都府庁、他都市の消防本部に送信するためのシステム。高所カメラやヘリテレビで撮影した映像は、消防局の衛星地球局からの送信することができる



無線中継車



ヘリサットシステム


消防ヘリコプター
ヘリサット
衛星
映像情報
消防出張所
可搬型ヘリテレ受信装置
ヘリテレビ電送システム
消防局本部
消防署
高所カメラ
国・京都府・防災機関
映像情報等
多重無線ネットワーク
消防署
１１９番通報
消防指令センター
指令情報
指令情報
車両位置動態・位置情報
GPS（測位情報）
消防車両動態管理システム
災害現場情報
現場支援設備

消防通信施設概要図

事業概要

救 助 体 制

火災や交通事故、水難事故等のあらゆる災害から人命を救助する活動は消防の最も重要な活動であり、京都市においても市民の方々の生命を守るため、救助隊、消防隊、救急隊、さらには航空機隊等が相互に連携し、日々、救助技術の練磨に努めています。その最前線で救出活動にあたるのが救助隊です。

京都市では、特別高度救助隊（1 隊）、高度救助隊（1 隊）、特別救助隊（5 隊）及び救助活動を兼務する消防隊（5 隊）を市内各消防署に配置し、様々な救助用器材を装備させて災害に直ちに対応できる体制をとっています。

上鳥羽特別高度救助隊及び紫明高度救助隊には、救助活動の経験豊富な人材を配置するとともに、画像探索機や地中音響探知機等の高度探査装置、強力な破壊器具を有した大規模震災用高度救助車、ＮＢＣ災害などに対応する特殊災害対策車等を配備し、より高度な救助活動を可能としています。

また、市内の全救助隊にそれぞれ専門とする災害対応区分を指定し、地域の特性や専門災害に応じた器材と人材を配置するとともに、市内全域における災害対応能力の強化に努めています。


救助工作車


大規模震災用高度救助車


特殊災害対策車


大型救助工作車

救助用器材

■　救助隊の主な救助用器材

器　材　名　称	用　　途
三　連　は　し　ご	全長 8.7ｍのはしご。建物 2～3 階の逃げ遅れた人を救助する器材
油 圧 式 ジ ャ ッ キ	油圧により最大 20 トンの力で重量物を持ち上げて救助する器材
エ ン ジ ン カ ッ タ ー	エンジンでカッターディスクを回転させてドア等の切断を行い救助する器材
大型油圧スプレッダー 大 型 油 圧 切 断 機	事故車両のドア等の開放やピラーを切断して中にいる人を救助する器材
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型バッグを膨らませ、 最大 60 トンの重量物を持ち上げて救助する器材

■　上鳥羽特別高度救助隊及び紫明高度救助隊の主な救助用器材

器材名称	用　　途
画　像　探　索　機	CCD カメラにより地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する器材
地 中 音 響 探 知 機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する器材
電 磁 波 探 査 装 置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する器材
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し、がれき下等の生存者を探査する器材
地　震　警　報　器	地震による初期微動を感知し、本震が到達するまでの時間を探知する器材

救助隊の活動状況

■　あらゆる災害を想定した訓練



ラフトボートを活用した水難救助



解体予定建物を活用した震災救助



ロープレスキューによる引揚救助

■　災害現場における活動状況



土砂災害現場における救助活動



二酸化炭素探査装置による検索活動



建物倒壊現場における救助活動



崩落監視システムによる安全管理

事業概要

航　空　体　制

京都市消防航空隊の概要

所在地　　伏見区横大路千両松町
　　京都消防ヘリポート
ヘリ配備状況　ヘリコプター　２機
　　（ひえい号、あたご号）

体　制　　24 時間運航体制



諸元＼型式	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファンⅡ
主要寸度	
－最大全長	13.68m
－ローター直径	11.94m
－最大全高	3.80m
最大離陸重量	4,300 kg
エ　ン　ジ　ン	ターボメカ社製アリエル 2C×2 基
最　大　出　力	851 馬力×2 基
最大乗員乗客数	14 名
最大航続時間	3 時間 40 分
最大速度（時速）	175 ノット（324 ㎞）
装備	ホイスト、拡声装置、リペリング装置、救助資器材、ウォーターバケット（545 ﾘｯﾄﾙ）、機外消火用タンク（900 ﾘｯﾄﾙ）、カーゴスリング、サーチライト、防振可視カメラ、赤外線カメラ、ヘリテレビ電送システム、動態管理システム、衛星電話、ヘリサット（衛星通信システム）、TCAS（空中衝突防止装置）、GPS 装置、自動操縦装置、計器飛行装置、エアコン、ワイヤーカッター（安全装置）

■　任務

- 火災、水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動
- 自然災害や大規模災害等における上空からの被害状況の調査、消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- 林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送、衛星地球局、ヘリサット（直接衛星通信システム）を利用した国や他の地方公共団体への映像送信
- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空小隊としての活動、指揮支援隊の輸送





空中消火活動



情報収集活動



ホイスト救助活動



救急活動



指揮支援隊輸送



夜間飛行

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ヘリポート完成
	4 月	消防航空隊発足、「きょうと号」配備
	7 月	ヘリコプターによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結（京都、大阪、神戸、名古屋）
昭和 63 年	2 月	ヘリポート、管理棟、格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備（2 機体制）
		ヘリコプターテレビ電送システム運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備（「きょうと号」後継）
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送システム運用開始
平成 7 年	1 月	阪神･淡路大震災に派遣（～3 月、延べ 75 回）
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結（京都、大阪、神戸、名古屋）
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備（「ひえい」後継機）
	4 月	兵庫県 JR 福知山線脱線事故へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ヘリポート夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備（「あたご」後継機）
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ヘリサットシステム運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ヘリポート運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣

平成 30 年	6 月	大阪北部地震へ派遣
令和 4 年	4 月	消防航空隊発足 50 周年
令和 6 年	1 月	能登半島地震へ派遣
	9 月	奥能登豪雨へ派遣

事業概要

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊 エンブレム

海外で大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に 11 名の救助隊員を登録しています。

国際消防救助隊を統括する総務省消防庁は、昭和 61 年の発足から現在まで世界各地の被災地に 22 回派遣しており、京都市消防局はうち５回の派遣実績があります。

登録隊員は、年間を通じて総務省消防庁が主催する訓練への参加や局内での国際消防救助隊訓練など、来るべき派遣要請に日々備えています。



■ 台湾地震

平成 11 年９月に台湾中央部で発生した地震に、京都市消防局から救助隊員４名（中隊長１名、隊員３名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日（火）2時47分（日本時間）
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7．7（米国地質調査所発表）
被害	死者2,100名、負傷者8,713名
派遣期間	平成11年9月21日～9月28日（8日間）
派遣先	台中県、南投県、台北直轄市及びその周辺
派遣人数	国際消防救助隊員46名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	8市町村（市・郷・鎮）の17現場で32回出動、85か所検索 8名発見、7名救出（生存者はなし）



■ アルジェリア地震

平成 15 年５月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震に、京都市消防局から救助隊員２名（隊員）を派遣しました。

地震発生日時	平成15年5月22日（木）3時45分（日本時間）
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6．7(米国地質調査所発表)
被害	死者2,278名、負傷者11,450名以上
派遣期間	平成15年5月22日～5月29日（8日間）
派遣先	首都アルジェ東方約50ｋｍのブーメルデス県ゼンムリ市内
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見、6名救出（うち生存者１名救出）

■　モロッコ地震

平成 16 年 2 月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震」に、京都市消防局から救助隊員 1 名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成16年2月24日（火）11時27分（日本時間）
震源地／規模	アル・ホセイマ／マグニチュード6．4(米国地質調査所発表)
被　　害	死者628名、負傷者926名
派遣期間	平成16年2月25日～3月1日（6日間）
派遣先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派遣人数	国際消防救助隊員7名
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	タマント等の4地域で救助活動等（救助活動サイトの確認）

■　ニュージーランド南島地震

平成 23 年 2 月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震に、京都市消防局から救助隊員 3 名（小隊長 1 名、隊員 2 名）を派遣しました。



地震発生日時	平成23年2月22日(火)8時51分頃（日本時間）
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6．3(推定値)
被　　害	死者181名（うち邦人28名）、負傷者　約2,000名
派遣期間	第1次：平成23年2月22日～3月　3日（10日間） 第2次：平成23年2月28日～3月　8日　（9日間） 第3次：平成23年3月　5日～3月12日　（8日間）
派遣先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派遣人数	国際消防救助隊員33名（第１次：17名、第2次：8名、第3次：8名）
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	倒壊したＣＴＶビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

■ メキシコ合衆国地震災害

メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東付近で発生した地震に京都市消防局から救助隊員３名（隊員）した。



地震発生日時	平成29年9月20日(水)3時14分頃（日本時間）
震源地／規模	メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東12km ／マグニチュード7．1(推定値)
被害	死者369名、負傷者約8,800名
派遣期間	平成29年9月21日～9月28日まで（8日間）
派遣先	メキシコ合衆国（メキシコシティー）
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	メキシコシティーの3箇所（ブレターニャ、オブレゴン、トラルパン）の倒壊建物の捜索及び救助活動、1名を救出（生存者なし）

事業概要

消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災、救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容（主なもの）
放水器具	ホース（50㎜ホース、65㎜ホース）、放水ノズル（クアドラフォグ、スパコン、切替え）、泡ノズル、高発泡発生装置（発泡装置）、放水銃座、放水砲、エアコア、小型動力ポンプ、ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ、救助用ロープ、油圧式救助器具、かぎ付はしご、三連はしご、チェーンソー、可搬式ウインチ、削岩機、電動鋸、救命索発射銃、空気式救助マット、救助担架、救助用支柱器具、救助用縛帯、潜水器具、救助ボート、救命浮環、画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置
保安器具	ウェットスーツ、ドライスーツ、放射線防護耐熱服、化学防護服、救命胴衣、空気呼吸器、空気ボンベ、循環式酸素呼吸器、放射線測定器、有毒ガス測定器、酸素欠乏爆発ガス警報器、可燃性ガス検知器、可搬型ガスクロマトグラフ質量分析装置、生物剤検知装置、化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ、小型ポンプ（台車付）、可搬式放水砲、折りたたみリヤカー、可搬式照明器具、携帯用救助工具、コンクリート破砕器、油圧鉄線鋏、鉄筋カッター、レスキューザック、長尺バール、燃料携行容器、サバイバルシート
その他	船外機、可搬式発動発電機、投光器、可搬式排煙機、可搬式組立水槽、ウォーターバケット、可搬（携帯）無線機、除染シャワー















事業概要

シャープ・なな・いち・いち・きゅう

救急安心センターきょうと（＃７１１９）

令和２年10月から救急安心センターきょうと（＃７１１９）を運用開始

令和２年10月から京都府及び府内消防本部と共同で救急安心センターきょうと（＃7119）を運用し、24時間365日体制で救急の電話相談を受け付けています。

■　救急安心センターきょうと（＃７１１９）とは

＃7119とは、急な病気やけがで「救急車を呼んだ方がいいのか」、「自分で今すぐ病院に行った方がいいのか」などを迷った際に、看護医療の専門家から電話（短縮番号＃7119※）でアドバイスを受けることができる救急の電話相談窓口です。

※ダイヤル回線等からは、0570-00-7119番に電話していただく必要があります。



■　事業実績

令和７年度は、京都府全域で61,583件（約169件/日）、うち京都市内で38,196件（105件/日）の利用がありました。

利用者アンケートによる奏功事例

相談者	対象者との関係	対象者の年代	＃7119の助言内容	相談者の行動	内　容
50歳代男性	本人	50歳代	救急要請	救急要請	救急車を呼ぶか迷ったときに適切に症状を聞いて即答してくれてよかった。専門の人が適切なアドバイスをされると大変助かります。
50歳代女性	本人	50歳代	救急要請	救急要請	アナフィラキシーショック状態の疑いがあったため、すぐに救急車を呼んで診てもらえてよかったです。
60歳代女性	家族	80歳代	救急要請	救急要請	母親が自宅で転倒して救急車を呼ぶか迷ったが、＃7119に相談すると救急車を呼んだ方がいいとのことで、診察の結果、骨折していたことがわかり入院となりました。
20歳代女性	本人	20歳代	受診不要	受診不要	病院を受診せず、しばらく様子を見るように助言いただき、その後症状は悪化せず様子見で大丈夫だったので適切な対応でした。

■　利用者の声

市民からは、「父が脳梗塞でした。重症化せずに済み助かりました」、「電話相談で救急車を呼んだ方がよいと確信できて良かった」など、多くの利用者の声をいただいております。消防局では、消防局ホームページ、ＳＮＳ、ＰＲ用シール、リーフレット等を活用し、引き続き普及啓発に取り組み、24時間365日サポートできる＃7119を通じて市民の更なる安心・安全を提供してまいります。

事業概要

救 急 体 制

市内の全救急隊に救急救命士を配置し、メディカルコントロール体制（医師による医学的観点から、救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い、更なる救命効果の向上を図るための体制）の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■　救急救命士



救急救命士は、心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動、医師の具体的指示下での静脈路確保のための輸液、器具（食道閉鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク又は気管内チューブ）を使用した気道確保、薬剤投与等、高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では、平成５年７月から救急救命士の業務を開始し、現在、消防署や消防分署、消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み、24 時間体制で活動しています。

【救急救命士の沿革】

平成 3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成 5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正（平成 15 年 3 月）により、包括的指示による除細動が実施可能
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則第 21 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正（平成 16 年 3 月）により、気管挿管が実施可能
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正（平成 17 年 3 月）により、心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正（平成 21 年 3 月）により、アナフィラキシーショックに対する自己注射可能なアドレナリン製剤（商品名：エピペン）によるアドレナリン投与が実施可能
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正（平成 26 年 4 月）により、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能
令和 2 年 3 月	京都市消防局において、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正（平成 23 年 8 月）に基づき、ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管を行うことが実施可能

●　指導救命士の運用開始

救急救命士法の施行から長期間が経過し、救急救命士の活動経験が蓄積されたことを踏まえ、救急業務に関する知識及び経験を有する救急救命士を「指導救命士」として認定し、救急隊員の指導教育を行う体制を構築しています。

【指導救命士の役割】
(1) 救急隊員の生涯教育に関する企画、運営及び指導
(2) 救急教育担当者への助言
(3) メディカルコントロール協議会及び事後検証委員会への参加
(4) 消防学校、救急救命士養成課程等での講師及び指導等



救急車の配置器材

分　　類	品　　名
観　察　用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管　理　用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工蘇生器 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 ビデオ喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリンゲアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創　傷　等 保　護　用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターポリン担架 ディスポシーツ 保育器
感染防止用	感染防止衣 サージカルマスク、N-95 マスク ゴーグル ディスポグローブ シューズカバー 車内消毒器（オゾン式消毒器） 患者搬送用アイソレーター


携帯型血中酸素飽和度測定器


血糖測定器


手動式人工呼吸器


自動式人工呼吸器


携帯用人工蘇生器


電動吸引器


生体情報モニター


自動体外式除細動器


スクープストレッチャー


ロングボード


ビデオ喉頭鏡


自動式心マッサージ器

■　感染防止対策

感染防止対策

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の流行前から、全ての救急現場活動において、感染防止衣、マスク等を着用し、万全の感染防止対策を実施しています。

感染防止用器材には、マスク、使い捨て手袋、消毒薬などがありますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、世界的に感染防止用器材の需要が増加し、継続的な調達が困難となりました。そのため、令和2年度に備蓄基準を見直し、感染防止器材の備蓄量を増加しました。

また、救急車内の除菌を行うオゾンガス式除菌装置を、市内の各消防署等に合計14台整備し、今後も新たな感染症の発生に備え、更なる安全性の確保に努めています。

■　救急需要対策

令和5年11月から、突発的に救急出動が多発し救急隊が不足する場合に備えて市内3消防署で消防隊が救急隊として救急出動する「迅速救急体制」を運用しています。当番署には、救急救命士や救急隊員の資格を持つ消防隊員を配置しており、今後も救急活動の質を保ちながら消防隊と救急隊のどちらにも対応できる人材を育成していきます。

さらに、救急出動件数は高齢化等の影響により今後も増加することが予測されるため、令和7年10月には中京消防署に西大路救急隊を配置し、現場到着時間の短縮及び救急出動件数の平準化による負担軽減を図っています。

■　日勤機動救急隊の運用

救急需要の増加に対応し、救急隊員の多様な働き方に資する観点から、24時間運用ではなく、救急出動が集中する平日昼間帯に限定して運用する日勤機動救急隊を配置しています。

現在、上京消防署北野消防出張所に北野日勤機動救急隊、中京消防署京都市立病院消防出張所に中京日勤機動救急隊、下京消防署に下京日勤機動救急隊を配置し、市内3隊体制で日勤機動救急隊を運用しています。

■　京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により、平成5年に救急救命士養成所として指定を受け、京都市救急教育訓練センターを開設しました。

平成25年には、厚生労働省の移設承認を受け、より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い、35名の受講生を収容する普通教室、実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室、教育上必要な機械器具・模型標本、図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また、医師を含む専任教員を配置するとともに、各医科大学、救命救急センター、医療機関から講師を派遣していただいています。

令和7年度までに1,031名の救急救命士を養成したほか、救急課程（救急隊員資格取得教育）の実施施設としての機能を果たしています。

■　医療機関との協調

医療機関と連携し、「京都救命指示センター」において 24 時間医師の指示を受けられる体制を確保しています。

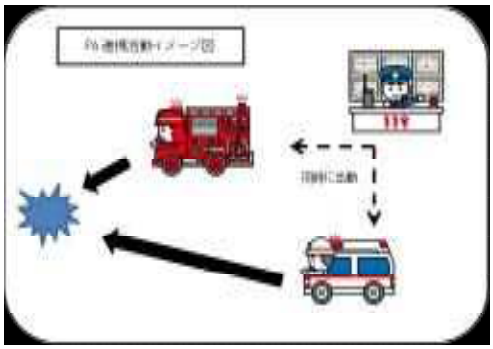
また、地震、風水害等の自然災害や局地的に発生した集団災害で多数の傷病者が発生した場合や交通事故等により重篤な傷病者が発生した場合に現場への医師派遣を要請し、早期に医師の管理下で高度な治療を開始することで傷病者の容態悪化を防ぎ救命率の向上させるため、京都府医師会や市内の救命救急センター等と医師派遣に関する協定を締結しています。



協定締結医療機関（順不同）
京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、洛和会音羽病院、京都市立病院、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院

■　ＰＡ連携活動

救急現場において**救急隊と消防隊が連携して活動する体制で**、ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の双方の頭文字から「PA」と呼ばれ、全国の消防本部において広く使用されている用語です。119 番受信時に心肺機能停止状態などが疑われる場合、救急隊と同時に消防隊や救助隊が出動し、AED を活用した心肺蘇生法などの救急支援活動（PA 連携活動）を速やかに行う体制を整えています。



事業概要

消 防 学 校 の 沿 革

消防学校の沿革

京都市消防学校は、昭和 23 年 3 月 7 日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され、昭和 25 年 1 月に伏見区深草越後屋敷町に移転し、同地での 59 年間の運営を経て、平成 21 年 4 月に現在地に移転しました。



昭和 25 年頃の消防学校



昭和 55 年頃の消防学校



現消防学校（南区）

■　京都市消防学校の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局の発足に合わせて、消防学校を設置 （東山区東大路通七条南入東瓦町 24 番地 智積院山内（旧京都府消防練習所））
昭和 25 年 1 月 11 日	伏見区に新築移転 （伏見区深草越後屋敷町 61 番地）
昭和 42 年 12 月 20 日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和 49 年 10 月 19 日	屋内訓練場を新設
昭和 52 年 7 月 12 日	水上訓練場を新設
昭和 54 年 6 月 4 日	高層訓練塔を新設
平成 21 年 4 月 1 日	現在地に新築移転 （南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の３） ※　消防活動総合センター（消防学校や訓練施設等）として運用開始
平成 29 年 4 月 1 日	京都府立消防学校と教育訓練を共同化

■　沿革銘板

京都市消防局で勤務していた職員で組織する「消防春秋会」から、京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき、消防学校内に設置しています。

この銘板は、消防学校の足跡を紹介し、現在の現消防学校しか知らない若手職員にこれまでの歴史を伝えるとともに、各種教育等で来校するベテラン職員にとっては自身の初任教育生時代を思い出し、消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。



消防春秋会から寄付いただいた銘板



１階エントランスの北側壁面に設置

職 務 研 究 の 推 進

職務研究の取組

■　消防研究発表会

職員が創意工夫や研究により行った業務改善等の結果を発表する機会として、昭和 36 年（1961 年）から毎年、消防研究発表会を開催しています。そこで発表された研究論文や試作品は各方面から高い評価を得ています。

■　第 66 回消防研究発表会

研究発表会の研究テーマは、消防装備の開発・改良、消防活動戦術、火災予防のための手法など広範囲にわたります。第 66 回消防研究発表会では、各消防署・分署の消防職員が災害現場活動や火災予防対策など、日々の業務を通じて研究を進めてきた 12 作品の発表がありました。

また、消防の科学化及び効率化等に有益であると認められる研究のうち、実用化の必要があると認められる研究作品については更なる研究及び検証実験を行い、実用化を推進していきます。

●　主な研究作品

・　屋根上で行う放水活動の安全確保について　ー　自己確保システムの考案と検証

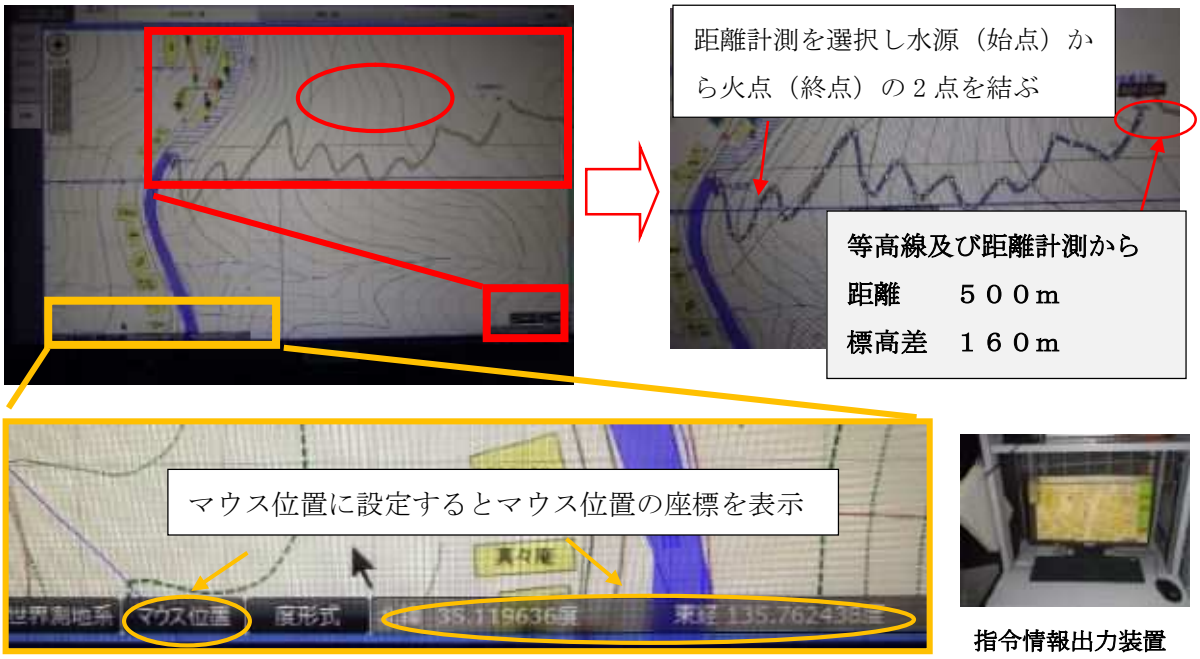


大屋根セルフビレイシステムのマスターリンク及び渡りロープ設定方法。プルージックコードを活用し、マスターリンクの位置を設定する。位置が決まれば渡りロープを設定する。



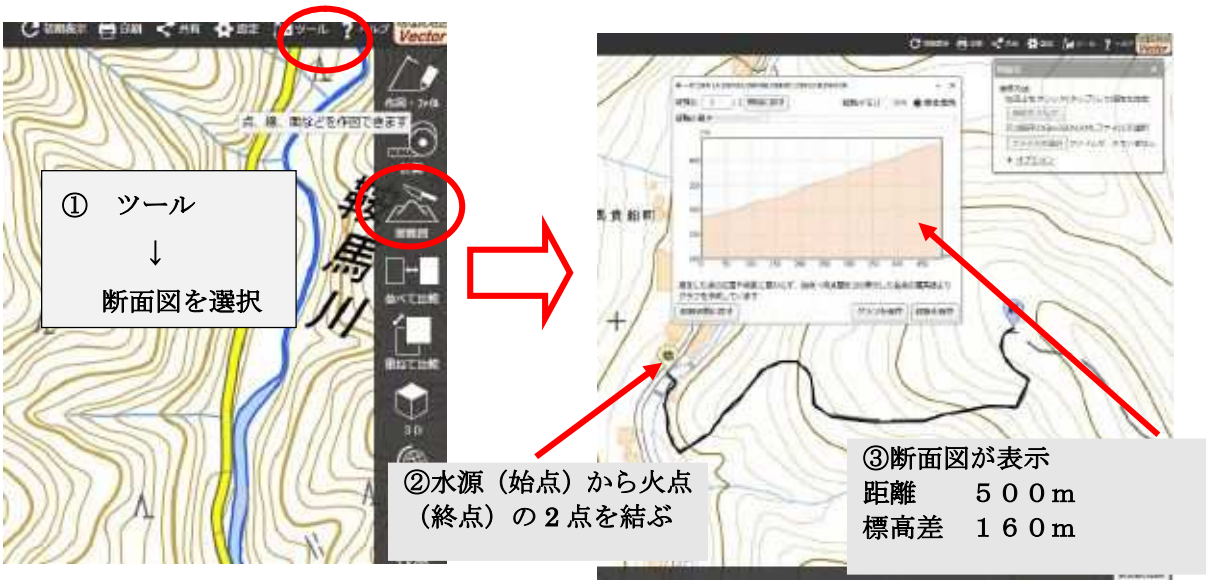
大屋根セルフビレイシステムの自己確保設定方法。防火衣のランヤードをマスターリングにかけ自己確保が完成。

・ **林野火災防御活動における一考察**



指令情報出力装置

指令情報出力装置での計測方法



国土地理院地図（電子国土ＷＥＢ）での計測方法

・ **腰痛対策としての活動服ベルトの改良について**

<table>
<tr><td>腰痛対策を考慮したベルト</td><td></td></tr>
<tr><td>
現在の救急隊ベルト</td><td>
３か月使用したベルトの腰部付近に型崩れの形成期が見られる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

腰痛対策を考慮したベルトと現在使用している救急隊のベルトを比較。腰痛対策を考慮したベルトの方がストレッチャーの上げ下げ実施時の腰へのサポート力が高いため、腹圧が掛けやすく、力を入れやすい。

・ **安全性と操作性を向上させる消火栓キーのカバーの試作について**



試作したカバー



使用時の状況（昼間）



使用時の状況（夜間）
視認性の向上、ハンドル部の突起の被覆による安全性の向上

・ **ホースに取り付ける保護部材の開発及び検収について**





通水後のホースジャケット設置状況を

・ **窓ガラスの小破壊時における飛散防止フィルムの活用について**



コの字型（短いｖｅｒ）　表



コの字（短いｖｅｒ）　裏



収納状況

・ **ミニホースカーの作成について**





ミニホースカー全体

・ **現場指揮本部における雨仕舞について　～プライバシー保護用シールドの活用～**



独立させて使用する場合



車輌側方へ接続させて使用する場合

● **第 66 回消防研究発表会研究作品**

所属	作　品　名
北	屋根上で行う放水活動の安全確保について　－　自己確保システムの考案と検証
上京	ＣＲＭ概論の導入に向けての一考察について
左京	林野火災防御活動における一考察
中京	腰痛対策としての活動服ベルトの改良について
東山	火災現場における照明付筒先を使用した活動の考察について
山科	安全性と操作性を向上させる消火栓キーのカバーの試作について
下京	ホースに取り付ける保護部材の開発及び検証について
南	「救助隊員における救急的視点の習得に関する研究」 －アンケート分析と訓練効果を通じて－
右京	窓ガラスの小破壊時における飛散防止フィルムの活用について
西京	ミニホースカーの作成について
伏見	現場指揮本部における雨仕舞について　～プライバシー保護用シートの活用～
醍醐	迅速な屋内侵入に係る考察について

消防研究発表の状況（令和７年度）

■ **第 66 回京都市消防研究発表会における研究作品**

	件　数
発表作品	12
うち論文	8
うち機器	4

※　令和 8 年度消防防災科学技術賞に、発表作品のうち 2 件を応募

※　第 66 回全国消防長会東近畿支部消防研究会に、発表作品のうち 2 件を応募

■　**第 65 回全国消防長会東近畿支部消防研究会における京都市の研究作品数**

	件　　数
発表作品	2
うち論文	1
うち機器	1

他団体への応募・受賞の状況（令和 7 年度）

京都市消防局の消防研究発表会で発表された一部の作品を、毎年、一般財団法人全国消防協会主催の『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』と総務省消防庁主催の『消防防災科学技術賞』に応募しています。

なお、『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』には、全国消防長会東近畿支部で行われる消防研究会において支部長から推薦を受けた作品のみが応募対象となります。

■　**令和 7 年度全国消防協会「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」に応募した京都市の研究作品数**

	件　　数
応募作品数	2
う ち 論 文	1
う ち 機 器	1
入 賞 作 品	1

■　**総務省消防庁の令和 7 年度消防防災科学技術賞に応募した京都市の研究作品数**

	件　　数
応募作品数	2
う ち 論 文	1
う ち 機 器	1
入 賞 作 品	1

■　**近年受賞した作品紹介**（抜粋）

年度	受　賞	タイトル	内　容
令和7年度	総務省 消防庁 優秀賞 全国 消防協会 優良賞	飲食店からの火災を減少させるための一方策～離隔距離の重要性が分かる「壁体施行模型」の活用～	飲食店関係者に壁体内で発生する低温出火の予防を指導するための壁体施工模型を作成。カバンに収納して持ち運ぶことができ、厨房内の任意の場所に設置できるほか、同模型の断面等から壁体の構造等を視覚的に理解しやすくなっている。壁体施工模型をＬ字型とすることで、2 種類の壁体の温度変化を同時に比較できる。模型の裏側を手で触れて温度を肌で感じることができ、記憶に残る指導となり、飲食店における全般的な火災予防へつながる。職員研修にも使用することで理解が深まり、効果的な指導が可能となる。
令和5年度	総務省 消防庁 優秀賞	サイディング建物の延焼阻止方法について	サイディング壁体屋根モデルの燃焼実験により、サイディングの種類や断熱構造の違いによる、延焼拡大メカニズム、煙の排出状況、熱画像直視装置の見え方を確認分析し、壁体内延焼の確認及び防御方法について、具体的で効果的な方策の提言。また、木造住宅外壁内の通気層の煙の流れを確認できるミニチュアモデルを作成、サイディング建物研修を行うことで、通気層の存在を周知するとともに、指揮者が自信を持って判断できるようにした。
	全国 消防協会 優賞	ビークルアンカー（車両支点）に使用するスリング用当て布の考案について	ビークルアンカー（車両支点）は、消防車両のタイヤ（及びホイール）を利用した最も身近で使用頻度の高いボムプルーフ（強固な）アンカーである。一方で、ビークルアンカーに使用するスリングは、ホイールのエッジ部分や車両走行後に発生する熱（車両の前輪がドラムブレーキのため）によって損傷する恐れがあり、当て布等を用いてスリングを保護する必要がある。 しかし、現在正規配置されている当て布（ロープ用当て布等）では大きさ厚み共に、ビークルアンカーの当て布として適していない。今回、ビークルアンカーに適したスリング用当て布として、廃棄 40㎜ ホースを用いた試作品を考案した。

令和４年度	総務省 消防庁 優秀賞	宿泊施設における夜間想定訓練の指導方法についての一考察	宿泊施設における夜間の火災を想定した「マニュアル検証訓練」について、指導マニュアルに基づいた訓練の様子やポイントがわかる動画を作成。 訓練前に視聴させたうえで訓練を実施し、訓練後にその効果を検証。
令和３年度	総務省 消防庁 優秀賞	延焼防止における扇状放水の有用性について	木造建物の延焼、拡大要因として住宅が密集した街区の存在や住宅構造の変化による延焼経路への有効放水が困難となっていることが挙げられる。現状の放水パターンと異なった新たな放水パターン「扇状放水」を考案し、これらの要因に対しての効果を検証。 「扇状放水」：筒先から出る放水パターンが扇形になっており、イメージは高圧洗浄機のような放水パターン。
	全国 消防協会 秀賞	消防車両の保守整備技術の技能伝承について ～ＨＯＷ　ＴＯ整備動画の作成と検証～	消防車両の保守整備技術を若手職員に伝承するため、動画による保守整備技術の伝承が有効と考え「HOW TO 整備動画」を作成 以前に作成した「消防車両・機械器具の保守整備マニュアル」（文書マニュアル）の煩雑さ、文書、図による情報伝達の限界から理解が進まないという課題からの改善を行った。
令和２年度	総務省 消防庁 優秀賞	思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策　－透明吸管による実験結果から－	透明化した吸管を用いた実験により、吸管内の諸現象を直接的に観察し、吸水トラブルの要因を研究した結果、放水量がそれを要求していないときに２線吸水を行うと、かえってトラブルの原因となることなど、機関員にとって重要な知見が得られた。
	総務省 消防庁 優秀賞	山岳遭難事故における効果的な捜索方法について－GPS 付きではない携帯電話からの通報時－	山岳遭難事故のうち、GPS 付きではない携帯電話からの通報時は遭難者の位置特定が困難なことから、効果的な捜索方法について研究したもの。「遭難者位置特定調査」、「山岳地域での音声の伝わり方実験」などの実験調査を行った結果をもとに「遭難者位置情報ヒアリングシート」を作製し、検証を行った結果、早期に遭難者を発見できることがわかった。
令和元年度	総務省 消防庁 優秀賞	災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発 ―指揮隊における手法の統一化の検証―	災害現場の指揮における「情報」の収集・整理方式について、効率的でミスの生じ難い手法を確立させるため「書き込み自由なマグネットシートの貼付による災害状況や街区状況を表現する図化」「トリアージタッグ式の複写式情報処理カード」及び「指揮命令とその実行状況を把握するためのチェックシート」を考案し実地検証等を行った。

	総務省 消防庁 優秀賞	災害用写真パネル等を活用した「実働と座学同時進行型防災訓練」の開発―座学者にも実働効果が見込める訓練手法―	防災訓練の企画側と参加者双方の労力の省力化及び見学者にも実働効果が見込める工夫や仕掛けを盛り込んだ訓練手法を考案するもの。また，共助の力を最大にするため、「地域の初動措置」の概念も提案する。

■　過去 10 年間の受賞履歴

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	H27	論文	マスキングシートを活用した財産保護活動について	優賞
総務省消防庁		機器	積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	優秀賞
全国消防協会	H29	論文	査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について	最優秀賞
総務省消防庁			火災動画等を利用した筒先部署位置研修法の一考察	優秀賞
全国消防協会	H30	機器	透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開	優賞
総務省消防庁		論文	外国語に対応した車外マイクの機能強化について	優秀賞
			空気噴射消火器とその圧力で作動する標的を用いた屋内での訓練指導方策の考察	奨励賞
総務省消防庁	R 1	論文	災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発 ―指揮隊における手法の統一化の検証―	優秀賞
			災害写真パネル等を活用した「実働と座学同時進行型防災訓練」の開発―座学者にも実働効果が見込める訓練手法―	優秀賞
総務省消防庁	R 2	論文	思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策－透明吸管による実験結果から－	優秀賞
		論文	山岳遭難事故における効果的な捜索方法について－GPS 付きではない携帯電話からの通報時－	
総務省消防庁	R 3	論文	延焼防止における扇状放水の有用性について	優秀賞
全国消防協会		論文	消防車両の保守整備技術の技能伝承について ～ＨＯＷ　ＴＯ整備動画の作成と検証～	秀賞
総務省消防庁	R 4	論文	宿泊施設における夜間想定訓練の指導方法についての一考察	優秀賞
総務省消防庁	R 5	論文	サイディング建物の延焼阻止方法について	優秀賞
全国消防協会	R 5	機器	ビークルアンカー（車両支点）に使用するスリング用当て布の考察について	優賞
総務省消防庁	R 7	機器	飲食店からの火災を減少させるための一方策 ～離隔距離の重要性が分かる「壁体施行模型」の活用～	優秀賞
全国消防協会				優良賞

■　受賞作品写真紹介（抜粋）

●　飲食店からの火災を減少させるための一方策
～離隔距離の重要性が分かる「壁体施工模型」の活用～



作成した２タイプの壁体施工模型

左のタイプが「防熱板設置」と「これに類似する仕上げをした建築物の部分」

右のタイプが「不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分」と「これに類似する仕上げをした建築物の部分」

＊中央の機器はデジタル温度計



厨房のこんろ横に設置した状況

厨房のこんろ横に側方及び後方の離隔距離を 0cm で壁体模型を設置し、温度を計測。

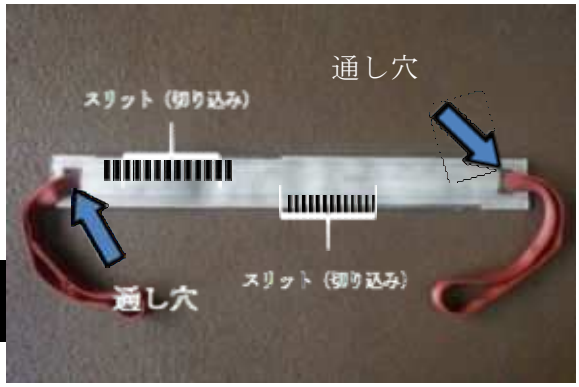
●　サイディング建物の延焼阻止方法について





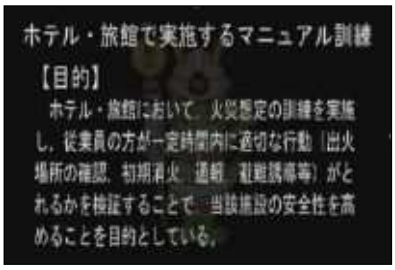


●　ビークルアンカー（車両支点）に使用するスリング用当て布の考察について





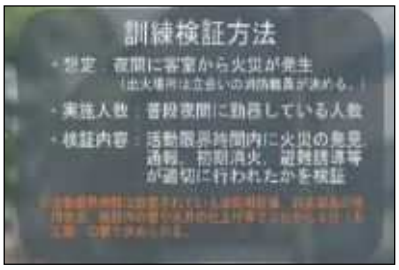
●　宿泊施設における夜間想定訓練の指導方法についての一考察



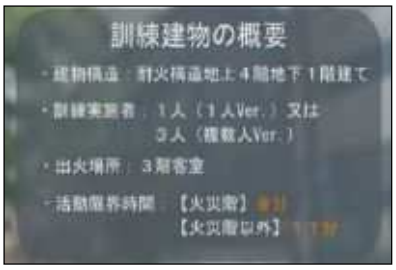
【画像 1】
マニュアル訓練の目的



【画像 2】
オープニング



【画像 3】
想定、実施人数、検証内容



【画像 4】
建物構造・所要時間



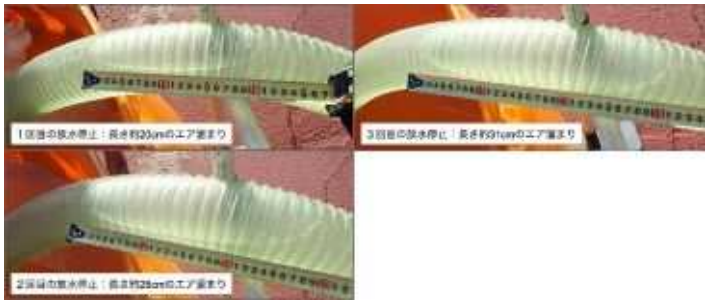
【画像 5】
一人・複数の選択画面

●　延焼防止における扇状放水の有用性について





●　思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策
ー透明吸管による実験結果からー





● 山岳遭難事故における効果的な捜索方法について
ーGPS 付きではない携帯電話からの通報時ー

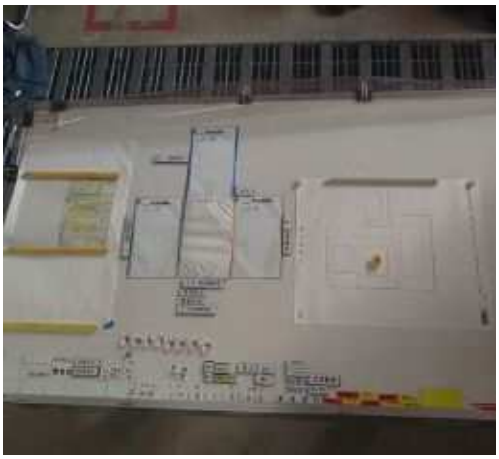


● 災害写真パネル等を活用した「実働と座学同時進行型防災訓練」の開発
ー座学者にも実働効果が見込める訓練手法ー





● 災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発



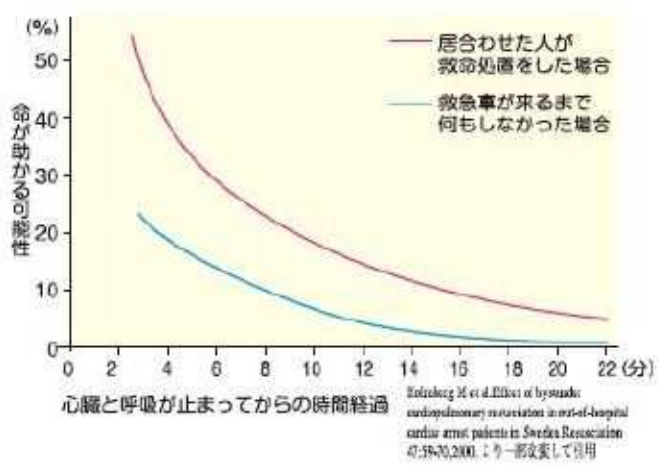
基準火災の物的情報図化

応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

もし目の前で人が倒れて呼吸や心臓が止まっていた場合、何もしないでいるとその人の命は急速に失われていきます。突然発生した心停止のうち、救急車が到着するまでに心肺蘇生が実施されなかった場合の傷病者の 1 か月後の社会復帰率は 3.7%、実施された場合は 10.4%でした。また、救急隊が現場到着後に電気ショックを行った場合の 1 か月後の社会復帰率は 17.7%であるのに対して、救急隊到着前に目撃者などの近くにいた人が電気ショックを行った場合は 44.4%でした。

［総務省消防庁：「令和 7 年版　救急・救助の現況」参照］



急変した傷病者を救命して元の生活が送れるようになるために必要なことは、まず自分自身が心停止に至る事故を未然に防ぐことや心停止に至る病気の初期症状に気付き、悪化する前に医療機関を受診すること､次に倒れて反応のない人を見つけたら心停止を疑い素早く 119 番通報を行うこと、そして心肺蘇生法や AED を使用した応急手当を実施し、救急隊や医師へと途切れることなく素早く処置をつなげることが大切です。これを「救命の連鎖」といいます。



京都市消防局では、一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に着けていただくため、救命講習を開催するなど応急手当の普及に取り組んでいます。

■　救命講習

平成 16 年 7 月に一般市民による AED(自動体外式除細動器）の使用が認められたことから、AED の使用方法等を含めた「普通（上級）救命講習」や救命講習の指導者資格を取得するための「応急手当普及員講習」を実施しています。平成 26 年 2 月には「ｅ-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始し、事前に御自身で WEB を活用して学習していただくことで、会場での講習時間を短縮しました。令和 8 年 4 月からは、事業所等に在籍する応急手当普及員による自主的な救命講習の実施を推進するため、指導員が継続的に普及員をサポートする体制として「オンライン救命講習」を開始しました。

いざというときに応急手当のできる人づくりを進めるために応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、令和 8 年 3 月末で救命講習修了者は延べ 74 万人を超えました。





■　LINE 公式アカウント「救命講習のご案内＠京都市消防局」

令和 4 年 11 月に LINE 公式アカウント「救命講習のご案内＠京都市消防局」を開設し、救命講習の受講申込みがオンラインで行えるようになりました。従来、受講希望者は電話による講習会の空き状況確認や紙による申込書の提出が必要でしたが、LINE を活用することでオンラインのみで手続きが完了するとともに、24 時間 365 日どこからでも申込みができるようになり、利便性が向上しました。受講者には、講習会前日にリマインドメッセージが配信されるほか、会場で所定の二次元コードを読み取っていただき参加確認及びデジタル修了証の交付を行います。

また、応急手当の知識や技術を維持していただくため、受講後一定期間が経過すると再受講勧奨のためのリマインドメッセージも配信しています。



■　救命入門コース

平成 24 年 4 月から、講習内容を胸骨圧迫と AED の取扱いに特化し、講習時間を短縮した（90 分又は 45 分）「救命入門コース」を開始し、小学校 5・6 年生を対象に実施しています。

■　応急手当普及員と救命講習用資器材の貸出し

令和 2 年 1 月から、心肺蘇生訓練人形や AED トレーナーなどの救命講習用資器材の貸出を開始し、器材を保有していなくても応急手当普及員単独で救命講習を実施できるようになりました。

応急手当普及員とは、普通救命講習及び救命入門コースの指導者資格で、京都市市民防災センターで実施する 24 時間（3 日間）の講習を受講することで認定証が交付されます。資格の有効期限は認定の年度から 3 年間ですが、有効期限内に再講習（3 時間）を受講することで更に 3 年間期限が延長されます。

消防職員が立ち会わず応急手当普及員の方が単独で講習を実施した場合であっても、所定の手続きを行うことで受講者に修了証を交付することができます。

■　事業所との連携

平成 20 年 8 月に、AED の設置促進及び応急手当の普及啓発のための事業所間ネットワークである**「安心救急ネット京都」**を設立し、登録事業所への会報発行などを通じて AED の設置勧奨や季節に応じた救急事故予防などの呼び掛けを行っているほか、9 月の救急医療週間には登録事業所と連携し各種イベントを開催しています。さらに、スマートフォンやパソコンで AED の設置場所を確認できる**「京都市 AED マップ」**を公開し、AED の使用を含めた心肺蘇生法が実施できるよう取り組んでいます。また、令和 6 年 9 月には事業所等の自主救護能力を高めるとともに、救急事故現場に居合わせた方（バイスタンダー）による応急手当の実施をより一層推進することを目的として「応急手当普及推進事業所制度」の運用を開始し、事業所等に在籍する応急手当普及員が自主的に救命講習を行い、従業員だけでなく市民や観光客にも安心を提供している事業所等を**「応急手当普及推進事業所」（通称：First Aid Plus（略称：FA＋））**として認定・奨励しています。

また、国内外から訪れる多くの観光客に安心を提供するため、観光客から助けを求められた場合、積極的に通報や応急手当を実施していただく市内観光地の商店街、土産物店、コンビニエンスストア等を**「安心救急ステーション」**として認定し、素早い通報や応急手当の実施、救急隊へのスムーズな引継ぎができるよう取り組んでいます。

■　AED 市民利用の促進

AED の設置は進んでいますが、誰もが利用できる AED うち 24 時間利用可能な機器が 2 割に満たないという現状を踏まえ、令和 8 年度からの 3 ヵ年で、市内 205 消防分団の器具庫に AED 用の屋外収納ボックスを新たに設置し、各分団に 1 台配備されている AED を誰もが必要な場面で利用できる体制づくりを推進します。

事業概要

消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の点検や更新、空気呼吸器等の高圧空気の製造充填などの消防装備の充実強化を図って大規模災害や特殊災害に対応するため、消防活動総合センターに備蓄倉庫を設けて消防器材や化学消火薬剤等を一元管理し、必要な資機材を直ちに供給できる体制を整えています。

■　備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では、京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備の保管と管理を行っています。

また、特別装備隊が災害現場で不足している消防器材や化学消火薬剤等を迅速に搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ・コンクリート粉砕器具・削岩機・エンジンカッター・チェーンソー・空気呼吸器・空気ボンベ・酸素ボンベ・立入禁止表示テープ・エアーテント・可搬式組立水槽等
化学消火薬剤	メガフォーム・ドライケミカル・ハイフォーム・浸透剤
水災用器材	越水止め水のう・河川等止水シート・丸シャベル・つるはし・両口ハンマー等



備蓄倉庫





定置式空気製造施設

安全運転教育等

運転技術の維持向上を目指し、安全運転教育や訓練、交通事故防止対策に積極的に取り組み、併せて消防装備などに操作技術を向上させるための技術指導を行っています。









項　　目	主　な　実　施　場　所
職場における安全運転教育（安全運転管理者・外部講師等）	各　消　防　署
安全衛生委員会等における検討	各　消　防　署
危　険　予　知　訓　練	各　消　防　署
交通事故防止の事例検討	各　消　防　署
安全運転技能向上訓練	消防活動総合センター
学校教育における安全運転教育	消防活動総合センター
消　防　機　械　操　作　指　導	消防活動総合センター

車両等整備状況

近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けている消防活動総合センターの車両整備工場では、継続検査整備、定期点検整備（3 箇月点検、12 箇月点検、24 箇月点検）や臨時整備を実施するとともに、消防ポンプやはしご車、化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また、市内各消防署では、整備管理補助者による各所属配置に配置された消防車両等の定期点検（6 箇月）を行っています。







KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

KYOTO IS A SAFE CITY MADE BY THE BONDS BETWEEN INDIVIDUALS AND BETWEEN PEOPLE IN THE COMMUNITY.

Homepage

X (旧Twitter)

Instagram

Facebook